第８章
～ 防災指針に関する事項 ～

８　防災指針に関する事項

８－１　防災指針について

（１）背景

近年、全国各地で自然災害が頻発・激甚化の傾向をみせており、そうした自然災害に対応するため、防災まちづくりの観点から、総合的な防災・減災対策を講じることが喫緊の課題となっています。

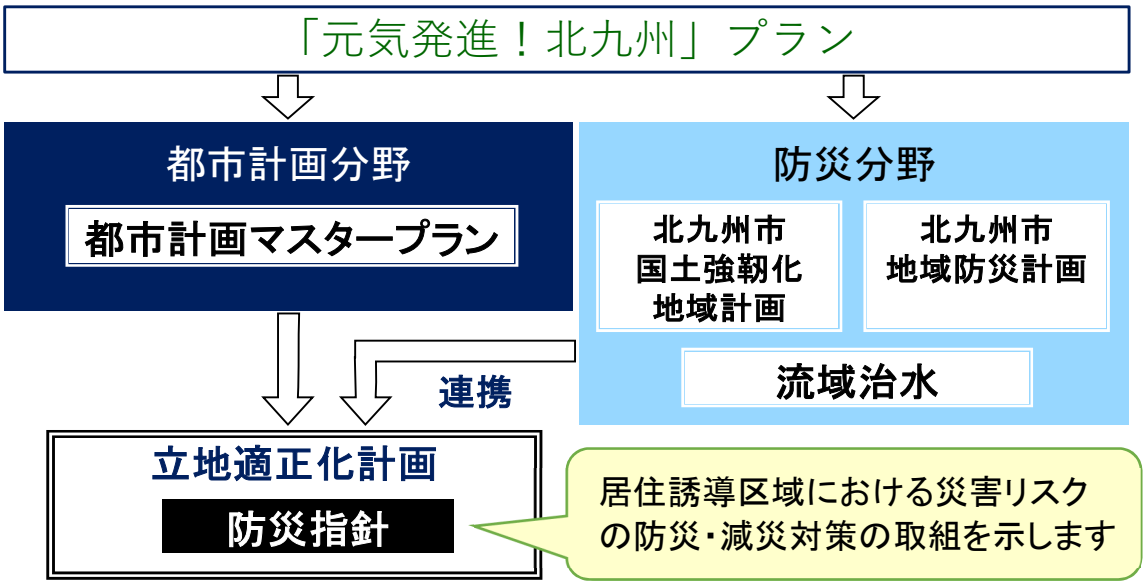
このような状況を受け、国において、令和2年（2020年）6月に「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」が成立し、立地適正化計画において「防災指針」の作成が位置付けられました。

（２）防災指針の目的

防災指針は、主に居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定めるものであり、居住や都市機能の誘導を図るうえで必要となる都市の防災機能確保に関する指針です。また、居住誘導区域内における災害リスクを出来る限り回避あるいは低減させるために、必要な防災・減災の取組を示していくものです。

本市の防災指針では、居住誘導区域における地域ごとの災害リスクを明確にし、そのリスクを回避・低減するための取組方針等を設定し、各分野のハード・ソフト対策の取組内容を明示したものになります。

（３）防災指針の位置付け



防災指針の策定にあたっては、「国土強靭化地域計画」や「地域防災計画」などの各種計画との連携や「流域治水」の考え方も踏まえ、地域の特性を考慮して策定する必要があります。

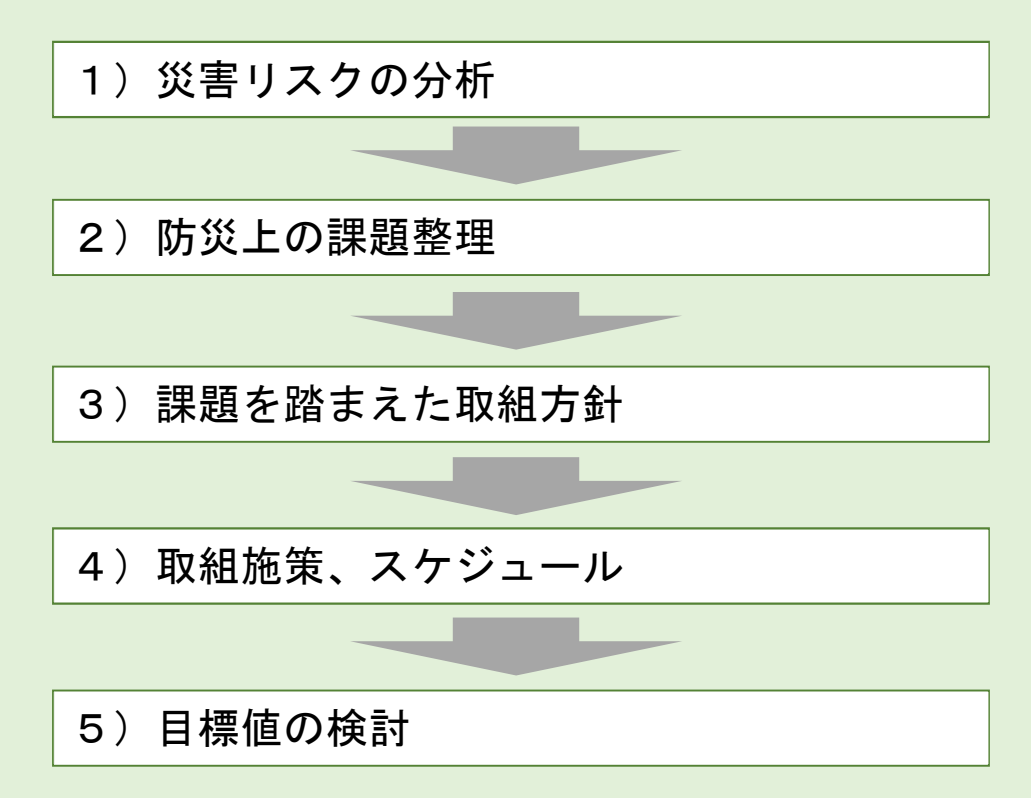
「国土強靭化地域計画」や「地域防災計画」は、市域全体の広範囲に甚大な被害が生じる大規模な自然災害等を想定対象として防災に対する考え方を扱っており、「流域治水プロジェクト」については遠賀川水系や北九州圏域の二級水系などの河川流域を対象として、流域に関わる関係者が協働して水災害対策を行っています。

これら関連計画を踏まえ、居住誘導区域における災害リスクの防災・減災対策の取組を示します。

（４）防災指針の検討の流れ

防災指針は、「立地適正化計画作成の手引き（国土交通省）」で示されている手順を参考として、以下の検討フローに基づき検討を進めます。

【防災指針の検討フロー】



（５）対象とするハザード情報

防災指針の対象とする災害等については北九州市国土強靭化地域計画、北九州市地域防災計画で想定する災害と都市計画運用指針（国土交通省）の考え方を踏まえ，防災指針で対象とする災害ハザード情報は、各法令等に基づいて災害ハザードについての区域が公表されている情報を対象とします。

【国土強靭化地域計画・地域防災計画における市域全体で想定する災害】

災害の想定		国土強靭化地域計画	地域防災計画
風水害	洪水	水防法第１４条に定める想定最大規模降雨	水防法第１４条に定める想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域 ・ 最大規模の降雨量（L2） ・ 計画規模降雨量(L1)
	雨水出水（内水）	水防法第１４条の２に定める想定最大規模降雨	―
	高潮	水防法第１４条の３に定める想定し得る最大規模の高潮による浸水の発生	同左
	土砂	―	土砂災害防止法に基づく土砂災害により被害を受けるおそれのある区域 ・ 土砂災害警戒区域 ・ 土砂災害特別警戒区域
地震・津波		【海底活断層による津波】 ・ 市内において西山断層を震源とするＭｗ（モーメントマグニチュード）７.６の地震発生に伴い最高津波水位３.０ｍに到達すると想定 ・ 市内において対馬海峡東断層を震源とするＭｗ７.４の地震発生に伴い最高津波水位４.６ｍに到達すると想定 ・ 市内において周防灘断層群主部を震源とするＭｗ７.２の地震発生に伴い最高津波水位３.２ｍに到達すると想定 【プレート境界周辺で起こる津波】 ・ 太平洋沖の南海トラフによる巨大地震が想定 ・ 市内においてＭｗ９.１の地震発生に伴い、最高津波水位３.５ｍに到達すると想定 【地震】 ・ 活断層による地震 小倉東断層M6.9、福智山断層M7.0、市内で震度6弱（一部6強）が想定 ・ プレート境界周辺で発生する地震 南海トラフによる巨大地震M9.0を想定し、市内で震度5弱（一部5強）が想定 ・ 地下岩盤の活動による地震 M6.9の地震を想定し、市内で震度6弱（一部6強）	同左

【流域治水プロジェクトで想定する災害】

災害の想定		遠賀川水系流域治水プロジェクト	北九州・宗像圏域流域治水プロジェクト
風水害	洪水 土砂	令和元年東日本台風では、戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、遠賀川水系においても、事前防災対策を進める必要があることから、以下の取り組みを実施していくことで、戦後最大の平成30年7月洪水と同規模の洪水及び気候変動による降雨量の増加に対して、本川の堤防からの越水を回避するなど、流域における浸水被害の軽減を図る	令和元年東日本台風では、全国各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、福岡県の北九州・宗像圏域においても事前防災対策を進める。 本圏域のうち北九州ブロックは、平地が少なく山地が複雑に入り組んだ地域であり、平地の都市化は著しく人口・資産が集中している。洪水氾濫が発生すると甚大な被害が生じる本圏域の特性を踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域治水の取り組みを推進し、浸水被害の軽減を図る。

土 砂

【対象とする災害ハザード情報】

災害ハザード情報	根拠法令	区域設定の目的または内容
ア 地すべり防止区域	地すべり等防止法 第３条第１項	◇地すべり区域と隣接する地域の面積が一定規模以上のもので、河川、道路、官公署、学校などの公共建物、一定規模以上の人家、農地に被害を及ぼすおそれのあるものとして国土交通大臣が指定した区域 （出典：福岡県 県土整備部砂防課）
イ 急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地法 第３条第１項 （※1） 建築基準法 第39条第１項 福岡県建築基準法施行条例 第３条	◇崩壊するおそれのある急傾斜地（傾斜度が30度以上の土地）で、その崩壊により一定規模以上の人家、官公署、学校、病院、旅館等に危害が生じるおそれのある土地及びこれに隣接する土地のうち、一定の行為を制限する必要がある土地の区域を知事が指定した区域 （出典：福岡県 県土整備部砂防課）
ウ 土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法 第９条第１項 （※2）	◇土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当する区域 （出典：福岡県 土砂災害警戒区域等について）
エ 土砂災害警戒区域	土砂災害防止法 第７条第１項 （※2）	◇急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべりが発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地としての政令で定める基準に該当する区域 （出典：福岡県 土砂災害警戒区域等について）

※１：正式名称は「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」

※２：正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」

洪 水

災害ハザード情報	根拠法令	区域設定の目的または内容
ア 洪水浸水想定区域		
浸水区域及び 浸水深 （想定最大規模降雨）	水防法 第14条 第１・２項	◇洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域
浸水区域及び 浸水深 （計画規模降雨）	水防法 第14条第３項 水防法施行規則 第２条４	◇国土交通省令で定める事項 ◇河川法施行令に規定する基本高水の設定の前提となる降雨（計画降雨）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深
浸水継続時間 （想定最大規模降雨）	水防法 第14条第３項 水防法施行規則 第２条３	◇国土交通省令で定める事項 ◇浸水した場合に想定される浸水の継続時間
イ 家屋倒壊等氾濫想定区域		
氾濫流	水防法 第13条の4	◇水防法第13条の４の都道府県知事からの通知をもとにした市町村の長による災害対策基本法第60条第３項に基づく屋内での待機等の安全確保措置の指示等の判断に資するもの（※３） ◇家屋の流出・倒壊をもたらすような洪水の氾濫流、洪水時の河岸侵食が発生するおそれがある範囲（※３）
河岸侵食	水防法 第13条の4	

※３の出典：洪水浸水想定区域図作成マニュアル（第４版）(国土交通省、平成27年(2015年)7月)

内 水

災害ハザード情報	根拠法令	区域設定の目的または内容
ア 雨水出水浸水想定区域 浸水区域及び 浸水深	水防法 第14条の２第2項 水防法施行規則 第4条・第4条の２	◇想定最大規模降雨により公共下水道等の排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として市長が指定した区域 ※北九州市では今後、順次指定する予定

高 潮

災害ハザード情報	根拠法令	区域設定の目的または内容
ア 高潮浸水想定区域		
浸水区域及び 浸水深	水防法 第14条の３ 第１・２項	◇想定される最大規模の高潮により氾濫が発生した場合に、浸水が想定される区域及び最大浸水深 ・国内既往最大規模の台風を想定 ・各沿岸に最大規模の高潮を発生させる台風経路を設定 ・高潮と同時に河川での洪水を考慮 ・最悪の事態を想定し、堤防等の決壊を見込む （出典：福岡県高潮浸水想定区域について）
浸水継続時間	水防法 第14条の３第２項 水防法施行規則 第８条３	◇浸水深が50cmになってから50cmを下回るまでの時間。50cmは、高潮時に避難が困難となり孤立する可能性のある水深として設定 （出典：福岡県高潮浸水想定区域について）

津 波

災害ハザード情報	根拠法令	区域設定の目的または内容
ア 津波浸水想定区域 浸水区域及び 浸水深	津波防災地域づくりに関する法律 第3条第2項第3号 第８条第１項	国土交通大臣により定められた、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針（以下「基本指針」という）に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえた、津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深 ※津波防災地域づくりに関する法律に基づき定める津波災害警戒区域、津波災害特別警戒区域の基礎資料となる
イ 津波災害警戒区域	津波防災地域づくりに関する法律 第 53 条第１項	基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民その他の者（以下「住民等」という。）の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域 （出典：福岡県津波災害警戒区域の指定について）
ウ 津波災害特別警戒区域	津波防災地域づくりに関する法律 第 72 条第１項	基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、警戒区域のうち、津波が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為及び一定の建築物の建築又は用途の変更の制限をすべき土地の区域 ※市内での区域指定なし

地 震

災害ハザード情報	根拠法令等	区域設定の目的または内容
本市に影響のある活断層	福岡県の地震に関する防災アセスメント調査報告書 （H24年3月）	福岡県内の陸域には小倉東断層、福智山断層をはじめ、警固断層、西山断層、水縄断層等が存在する。福岡県の地震に関する防災アセスメント調査報告書では、北九州市に大きな被害を与える活断層は、小倉東断層及び福智山断層があり、小倉東断層でＭ（マグニチュード）６．９、福智山断層でＭ７．０の地震が発生し、市内では震度 6 弱（一部 6 強）の揺れが想定されている。

【その他の情報】

大規模盛土造成地マップ

大規模盛土造成地マップとは、宅地の造成前と造成後の地形図等を重ね合わせ、標高差から抽出した大規模盛土造成地の概ねの位置とその範囲を示した図面です。

マップに示された箇所が、地震時に必ずしも危険というわけではありません。

※宅地造成を目的とした盛土を規制する「宅地造成等規制法」（旧法）が改正され、造成の目的に関わらず盛土を幅広く規制する「宅地造成及び特定盛土規制法」（新法）が令和５年に施行予定です。
今後、新法に基づき盛土等の調査を実施する予定です。

（６）本計画での災害ハザード情報と居住誘導区域との関係性

前項の本市において対象となる災害ハザード情報について、国の考え方との関係性を整理すると次のとおりです。

【対象となる災害ハザード情報と居住誘導区域との関係性】

<table>
<tr><th>分　類</th><th>本市で対象となる
災害ハザード情報</th><th>国土交通省の考え方
（居住誘導区域との関係性）</th></tr>
<tr><td rowspan="3">土砂</td><td>ア 地すべり防止区域</td><td rowspan="3">都市再生特別措置法第81条第19項、同法施行令第30条により、居住誘導区域に含まないこととされている区域</td></tr>
<tr><td>イ 急傾斜地崩壊危険区域</td></tr>
<tr><td>ウ 土砂災害特別警戒区域</td></tr>
<tr><td></td><td>エ 土砂災害警戒区域</td><td rowspan="6">都市計画運用指針により、それぞれの区域の災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域</td></tr>
<tr><td>洪水</td><td>ア 洪水浸水想定区域
・浸水区域及び浸水深
：想定最大規模降雨
：計画規模降雨
・浸水継続時間
：想定最大規模降雨</td></tr>
<tr><td></td><td>イ 家屋倒壊等氾濫想定区域
・氾濫流
・河岸侵食</td></tr>
<tr><td>内水</td><td>ア 雨水出水浸水想定区域
・浸水区域及び浸水深</td></tr>
<tr><td>高潮</td><td>ア 高潮浸水想定区域
・浸水区域及び浸水深
・浸水継続時間</td></tr>
<tr><td rowspan="2">津波</td><td>ア 津波浸水想定区域
・浸水区域及び浸水深</td></tr>
<tr><td></td><td>イ 津波特別警戒区域</td><td>都市計画運用指針により、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>ウ 津波災害警戒区域</td><td rowspan="2">都市計画運用指針により、それぞれの区域の災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域</td></tr>
<tr><td>地震</td><td>本市に影響のある活断層</td></tr>
</table>

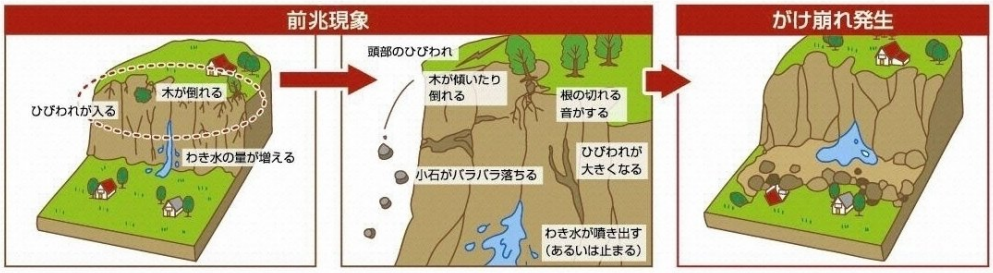
8－2　各災害に関する基本的な考え方

（1）土砂災害

土砂災害は、がけ崩れ、土石流、地すべりの3種類です。本市では、これまでに多くの土砂災害が多く発生しており、市域全体に土砂災害特別警戒区域および警戒区域が存在しています。

がけ崩れ

地面にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、雨や地震などの影響によって、急激に斜面が崩れ落ちることをいいます。がけ崩れは突然起きるため、人家の近くで起きると被災するおそれが高くなります。



土石流

山腹・谷底の石や土砂が長雨や集中豪雨などによって、一気に下流へと押し流されることをいいます。その流れの速さは時速20～40kmという速度で、一瞬のうちに人家や畑などを壊滅させてしまいます。



地すべり

斜面の一部あるいは全部が、地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動するため、甚大な被害を及ぼします。また一旦動き出すと、これを完全に停止させることは非常に困難です。



※ 上記は一般的な前兆現象です。すべての場合において必ず起きるというものではありません。
ふだんと違う現象が発生し、少しでも身に危険を感じたら避難するようにしましょう。

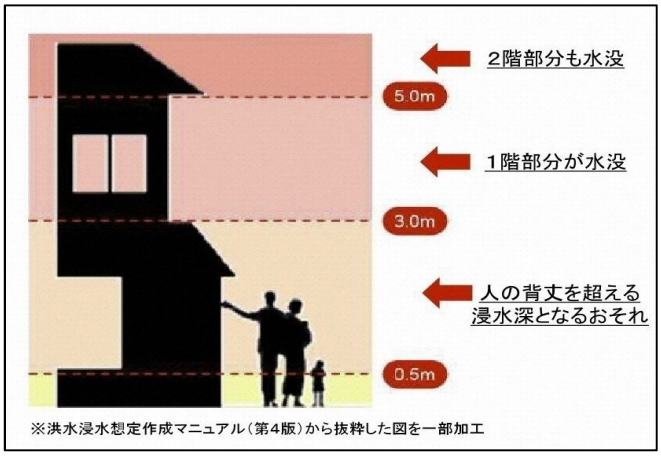
出典：北九州市防災ガイドブック

（２）浸水（洪水、内水、高潮、津波）

〈浸水深〉

洪水、内水、高潮、津波を起因とする浸水は、程度（浸水深）によって人的被害のレベルが異なるため想定される浸水深からリスクの把握が必要です。

浸水深（m）	浸水深に対する課題
0.5 ～ 3.0	平屋の建物は垂直避難が困難
3.0 ～ 5.0	２階建ての建物は垂直避難が困難
5.0 以上	３階建て以下の建物は垂直避難が困難



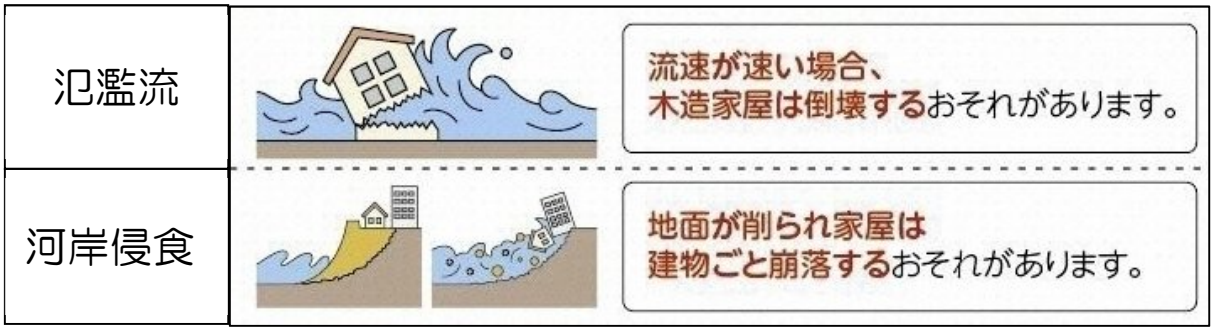
出典：国土交通省
立地適正化計画作成の手引き

〈浸水継続時間〉

氾濫水到達後、一定の浸水深（0.5m）に達してからその浸水深を下回るまでの時間を指します。浸水時には停電や上下水道等の機能停止が生じ、長期にわたって浸水が継続する場合は、事前の避難が必要となります。

〈家屋倒壊等氾濫想定区域〉

河川が氾濫した際に、堤防決壊による倒壊のおそれがある区域を言います。



出典：北九州市防災ガイドブック

（３）災害時の避難場所

本市では、災害時に避難することができる施設や公園を、予定避難所または一時避難地として指定しています。
※予定避難所・一時避難地によって、適応災害種別が異なります。

予定避難所	災害時に避難者が発生した場合、その受入について、理解と協力を得ることが出来る施設（市民センター、学校など）
一時避難地	地域住民が一時的に避難して災害をやり過ごす場所、又は、予定避難所等へ避難するための集合場所となる、学校、公園等の公共のオープンスペース

８－３　災害リスクの分析

災害リスクの分析では、下表のハザード情報等と居住誘導区域との重ね合わせにより誘導区域等における災害リスクを分析し、課題を抽出します。

【土砂・洪水・高潮・津波の災害リスク分析】

分類	ハザード情報	備考
土砂	・土砂災害警戒区域	
	・土砂災害特別警戒区域	
	・急傾斜地崩壊危険区域	
	・地すべり防止区域	
洪水	・洪水浸水想定区域（浸水深、浸水継続時間） ・家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食、氾濫流）	計画規模 （概ね50～150年に1回程度超） 想定最大規模※1 （概ね1000年に1回程度超）
高潮	・高潮浸水想定区域（浸水深、浸水継続時間）	想定最大規模 既往最大規模の室戸台風（昭和9年）と同規模を想定。室戸台風と同規模の台風が来襲する確率は、500年から数千年に一度と想定。
津波	・津波浸水想定区域（浸水深） ・津波災害警戒区域	想定最大規模 発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす津波。
地震	本市に影響のある活断層	今後30年以内に地震が発生する確率 小倉東断層　0.005% 福智山断層　0.6%

※1：1000 年毎に 1 回発生する周期的な降雨ではなく、1 年間の間に発生する確率が 1/1,000（0.1%）以下の降雨です。

※「計画規模」と「想定最大規模」について

水防法の改正によって導入され、平成13年の改正で、洪水予報河川（河川が氾濫した際に浸水が想定される区域を指す）を対象に浸水想定区域の公表と浸水想定区域における避難措置が義務付けられました。この改正に伴い、洪水を引き起こす雨量の規模として、計画規模の考え方が導入されました。

また、平成27年の改正では想定最大規模の降雨量を想定して、洪水浸水想定区域を公表する形に変更されました。想定最大規模の考え方はこの改正により導入されたものです。改正の背景には、計画規模を上回る降雨による浸水被害が多発したことがありました。

そのため、想定しうる最大規模の降雨量（想定最大規模）も前提に加え、計画規模と併せて洪水浸水想定区域を公表する形に改正されました。

【内水の災害リスク分析】

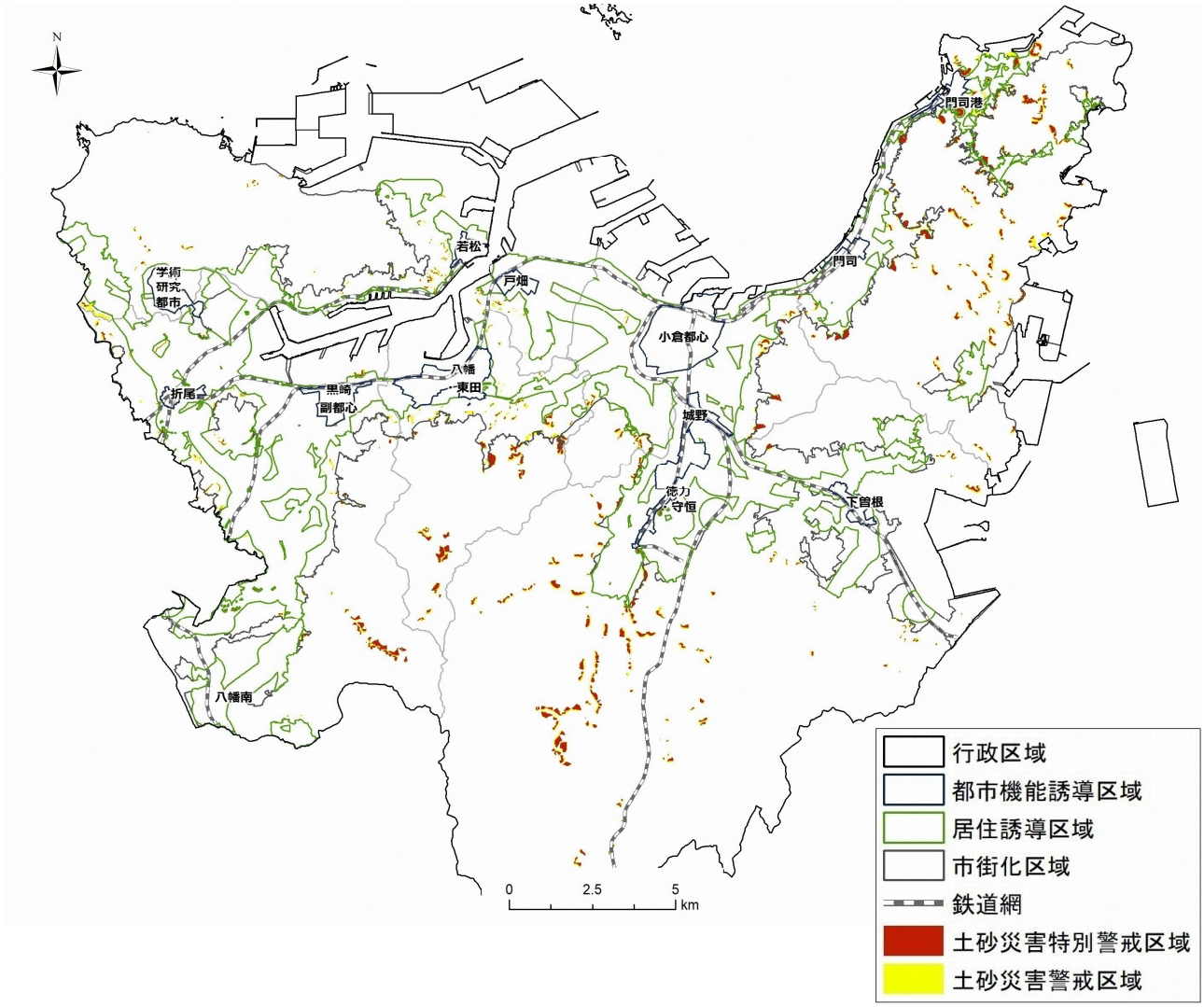
〈内水〉

雨水出水浸水想定区域を今後、順次指定する予定です。区域の指定後、災害リスクを分析します。

（1）土砂

① 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域

土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域については、居住誘導区域に含まない区域としており、居住誘導区域に災害ハザードエリアは存在していません。



② 急傾斜地崩壊危険区域・地すべり防止区域

急傾斜地崩壊危険区域については、明確な境界情報が得られないため、区域線は図示できませんが、居住誘導区域に含まない区域としており、居住誘導区域に災害ハザードエリアは存在していません。

（２）洪水

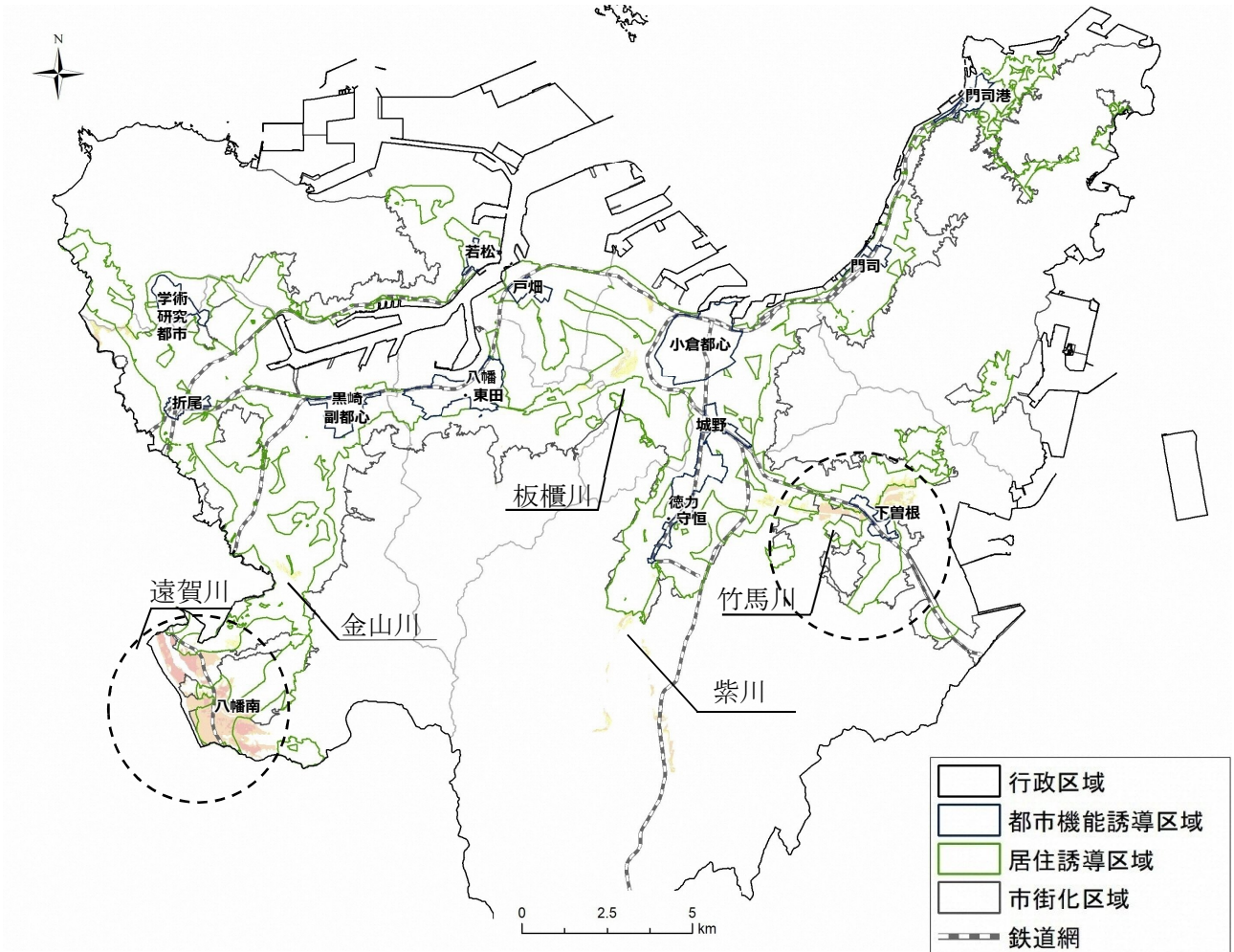
① 洪水浸水想定区域〈計画規模降雨〉（棟数・浸水区域及び浸水深）

計画規模（50～150年に一度）の浸水想定区域には、居住誘導区域内の建物が約4,100棟（約2.5%）存在し、遠賀川流域の八幡西区（八幡西・南部エリア）では、3m以上の浸水が想定されています。

浸水深0.5m以上の平屋の建物は約830棟、浸水深3.0m以上の2階以上の建物は約120棟存在し、垂直避難が困難な場合は水平避難が求められます。

区分	居住誘導区域内			
	面積 ha	建物数		
		総数	1階	2階以上
0.5m未満	82.2	1,596	479	1,117
0.5m以上 3.0m未満	168.8	2,366	795	1,571
3.0m以上 5.0m未満	22.7	154	33	121
計	273.8	4,116	1,307	2,809

※上図に示す建物情報は、都市計画基礎調査の建物用途を用いており、住宅以外も含まれています。



河川名	計画規模	参考
遠賀川	日の出橋上流域405mm/2日	西日本豪雨 350.5mm/日 地点: 小倉南区東谷 （出典:気象庁）
紫川	紫川流域278mm/日	
板櫃川	板櫃川流域328mm/日	
金山川	金山川流域236mm/日	
竹馬川	竹馬川流域52mm/h	

▲各河川の計画規模降雨量

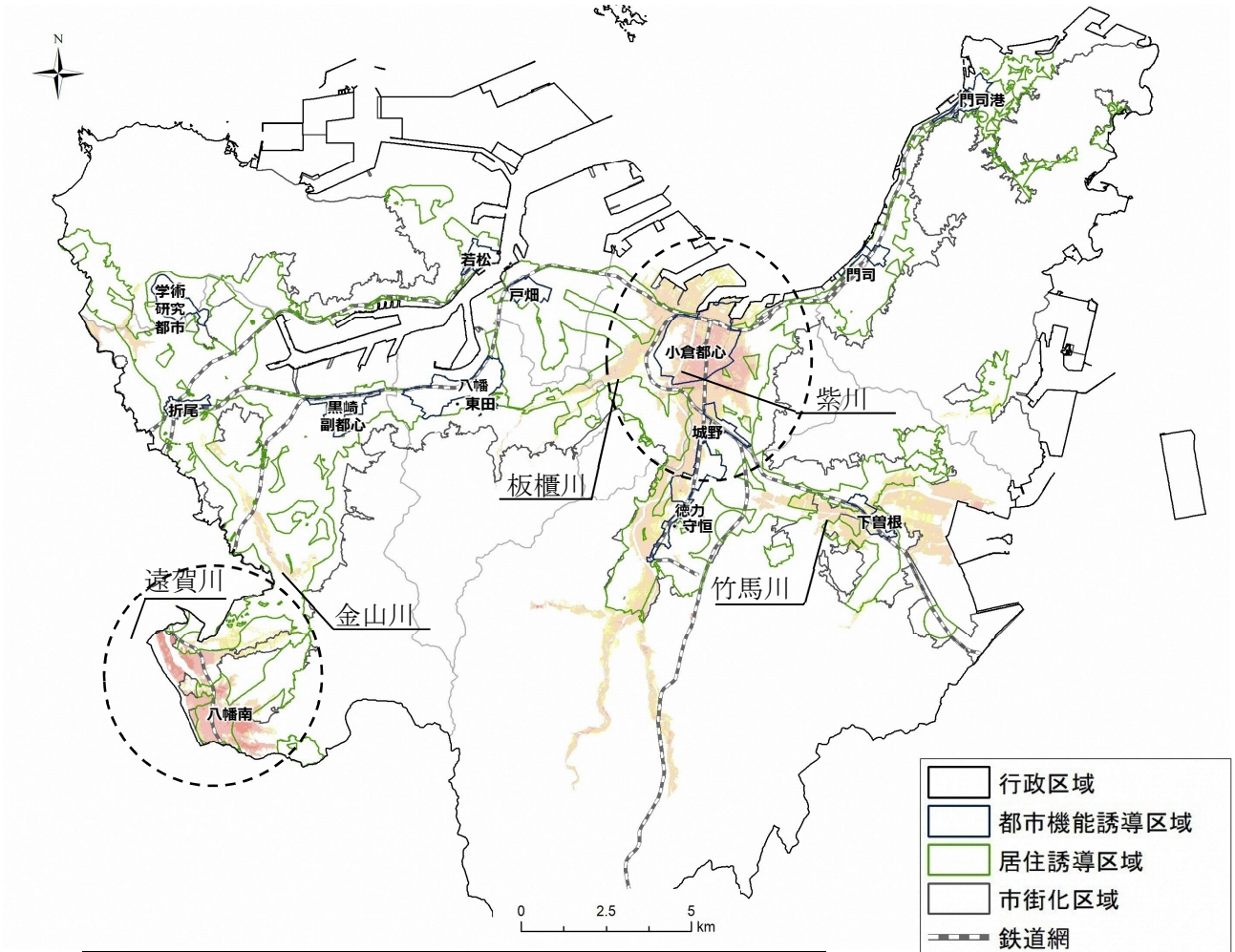
② 洪水浸水想定区域<想定最大規模降雨>　（棟数・浸水区域及び浸水深）

想定最大規模（1000年に1回程度）の浸水想定区域には、居住誘導区域内の建物が約26,000棟（約16%）存在しています。遠賀川流域の八幡西区（八幡西・南部エリア）に加え、紫川流域の小倉北区の中心部でも3m以上の浸水が想定されています。

浸水深0.5m以上の平屋の建物は約6,400棟、浸水深3.0m以上の2階以上の建物は約4,100棟存在し、垂直避難が困難な場合は水平避難が求められます。

区分	居住誘導区域内			
	面積 ha	建物数		
		総数	1階	2階以上
0.5m未満	203.3	3,558	1,057	2,501
0.5m以上 3.0m未満	1,083.4	17,482	5,135	12,347
3.0m以上 5.0m未満	372.0	5,293	1,276	4,017
5.0m以上 10.0m未満	22.3	122	24	98
10.0m以上 20.0m未満	0.2	0	0	0
計	1,681.2	26,455	7,492	18,963

※上図に示す建物情報は、都市計画基礎調査の建物用途を用いており、住宅以外も含まれています。



河川名	想定最大	参考
遠賀川	日の出橋上流域592㎜/12h	西日本豪雨 350.5㎜/日 地点： 小倉南区東谷 （出典：気象庁）
紫川・東谷川	紫川流域966㎜/24h	
板櫃川	板櫃川流域352㎜/3h	
金山川	金山川流域365㎜/3h	
竹馬川	竹馬川流域337㎜/3h	

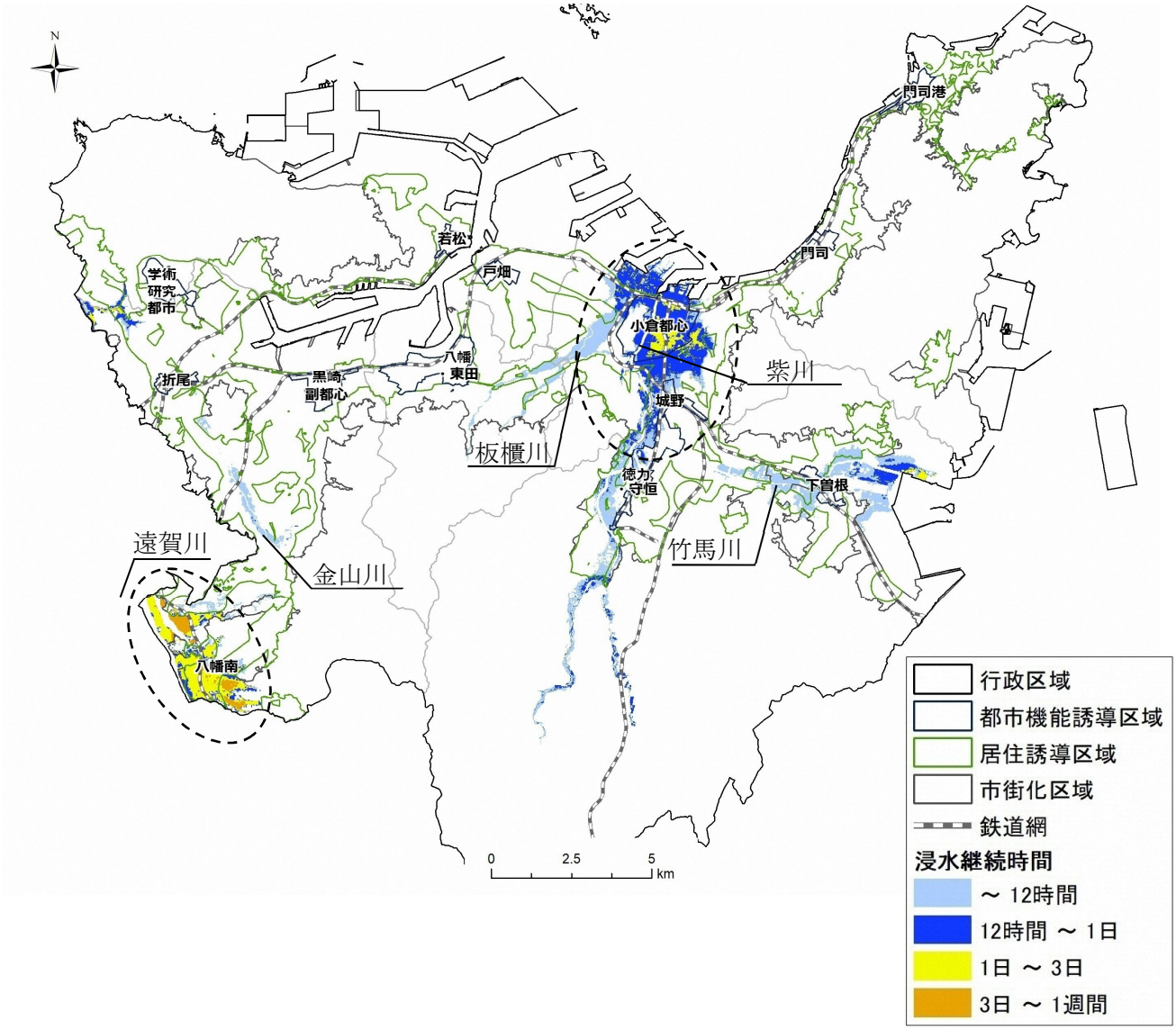
▲各河川の想定最大降雨量

③ 浸水継続時間<想定最大規模降雨>　（棟数・継続時間）

居住誘導区域内の建物で、想定最大規模降雨による浸水継続時間は、紫川流域の小倉北区で12時間～1日となっており、標高が低い小倉中心部から南側の三萩野周辺は、継続時間が最大3日となっています。また、遠賀川流域の八幡西区（八幡西・南部）でも最大で3日～1週間浸水が想定されています。

区分	居住誘導区域内			
	面積 ha	建物数		
		総数	1階	2階以上
～ 12時間	655.8	11,474	3,430	8,044
12時間 ～ 1日	511.8	7,258	1,883	5,375
1日 ～ 3日	225.3	3,482	913	2,569
3日 ～ 1週間	8.9	58	13	45
計	1,401.7	22,272	6,239	16,033

※上図に示す建物情報は、都市計画基礎調査の建物用途を用いており、住宅以外も含まれています。



④ 家屋倒壊等氾濫想定区域（棟数・氾濫流、河岸侵食）

〈氾濫流〉〈河岸侵食〉（棟数）

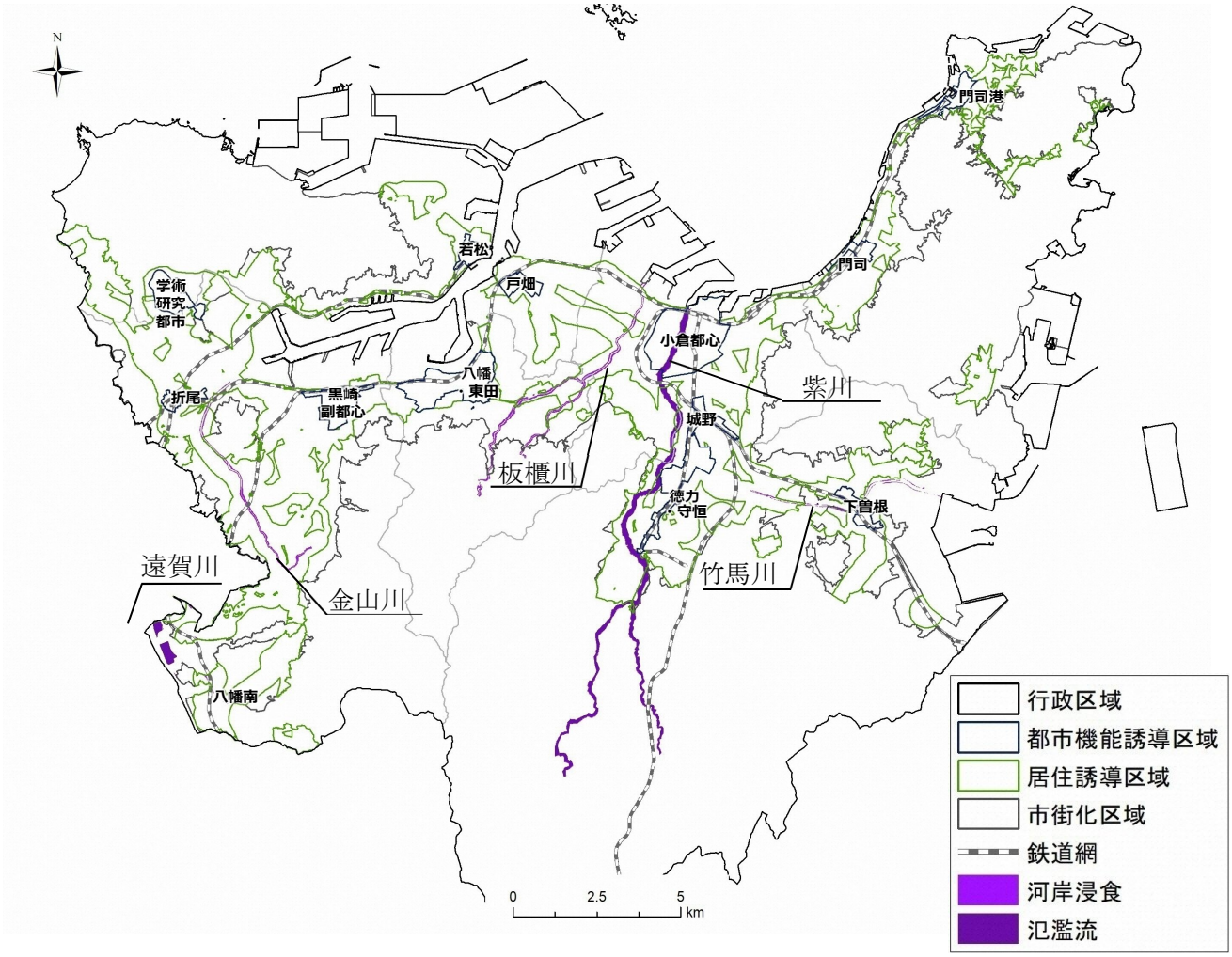
過去の豪雨災害では、堤防の決壊に伴う氾濫流により家屋が倒壊・流出したことや多数の孤立者の発生を踏まえ、本市でも想定される災害の認知が必要です。

家屋倒壊等氾濫想定区域の建物は約1,800棟で、うち木造は約300棟です。

氾濫流については木造建物の倒壊のおそれがあり、木造家屋については水平避難が求められます。また、河岸侵食は木造・非木造に関わらず倒壊のおそれがあるため、同様に水平避難が求められます。

区分	居住誘導区域内			
	面積 ha	建物数		
		総数	木造	木造以外
氾濫流	108.3	510	313	197
河岸浸食	199.3	1,789	—	—

※上図に示す建物情報は、都市計画基礎調査の建物用途を用いており、住宅以外も含まれています。



（３）高潮

① 高潮浸水想定区域　（棟数・浸水区域及び浸水深）

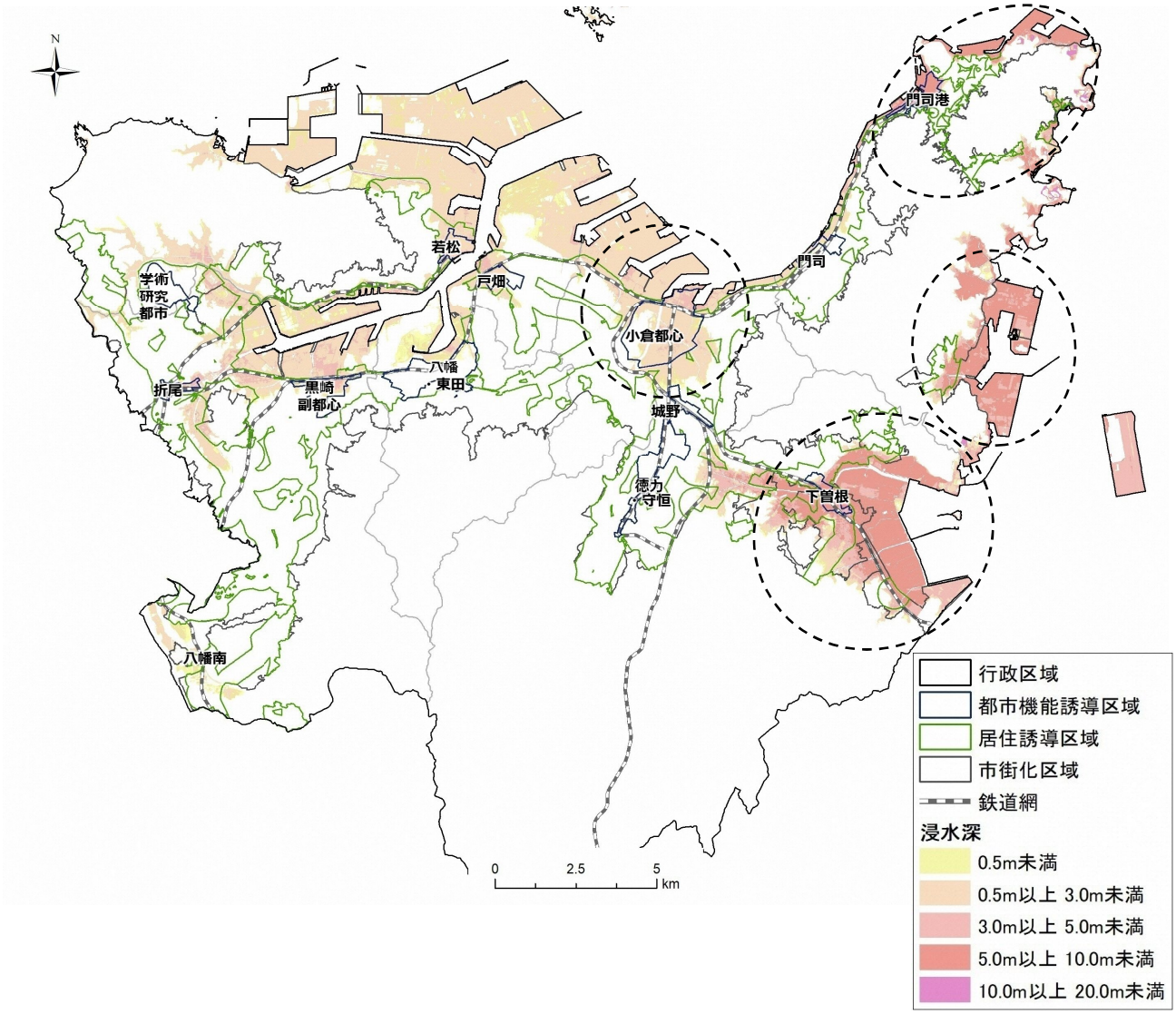
想定最大規模は、日本に接近した既往最大の台風である昭和9年の室戸台風（中心気圧900hPa）の来襲と大潮の満潮が重なった場合で、かつ台風経路も潮位偏差が最大となるよう最悪の事態を想定したものです。なお、室戸台風と同規模の中心気圧を持つ台風が来襲する確率は、500年から数千年に１回と想定されています。

高潮による浸水想定区域には、居住誘導区域内の建物が約38,000棟（約24%）存在しています。門司区（門司港エリア・新門司エリア）と小倉南区（小倉南・東部エリア）の海岸沿いでは浸水深5m以上が想定されており、小倉北区（小倉北エリア）などでも3m以上の浸水が想定されています。

浸水深0.5m以上の平屋の建物は約10,000棟、浸水深3.0m以上の2階以上の建物は約9,500棟存在しており、垂直避難が困難な場合は水平避難が求められます。

区分	居住誘導区域内			
	面積 ha	建物数		
		総数	1階	2階以上
0.5m未満	161.9	1,155	290	865
0.5m以上 3.0m未満	1,522.3	24,706	6,632	18,074
3.0m以上 5.0m未満	444.0	7,676	1,999	5,677
5.0m以上 10.0m未満	299.4	5,165	1,336	3,829
10.0m以上 20.0m未満	0.4	0	0	0
計	2,427.9	38,702	10,257	28,445

※上図に示す建物情報は、都市計画基礎調査の建物用途を用いており、住宅以外の施設も含まれています。

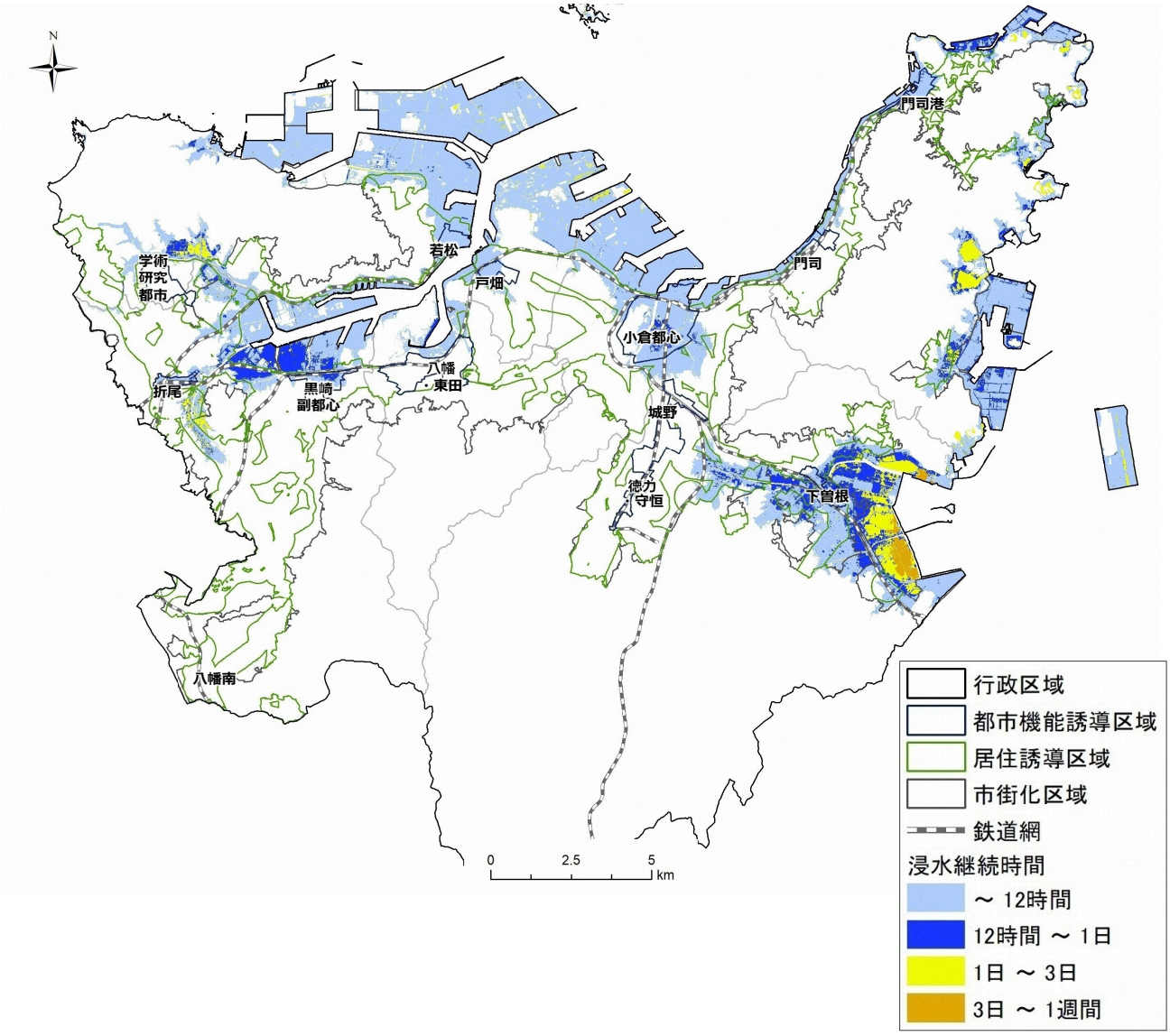


② 浸水継続時間　（棟数・継続時間）

小倉北区、小倉南区、八幡西区の居住誘導区域内で12時間～1日、八幡西区の一部地域で1～3日の浸水継続時間が想定されています。

区分	居住誘導区域内			
	面積 ha	建物数		
		総数	1階	2階以上
～ 12時間	1,919.0	34,780	9,092	25,688
12時間 ～ 1日	281.1	4,405	1,318	3,087
1日 ～ 3日	40.6	481	137	344
3日 ～ 1週間	0.0	0	0	0
計	2,240.7	39,666	10,547	29,119

※上図に示す建物情報は、都市計画基礎調査の建物用途を用いており、住宅以外の施設も含まれています。



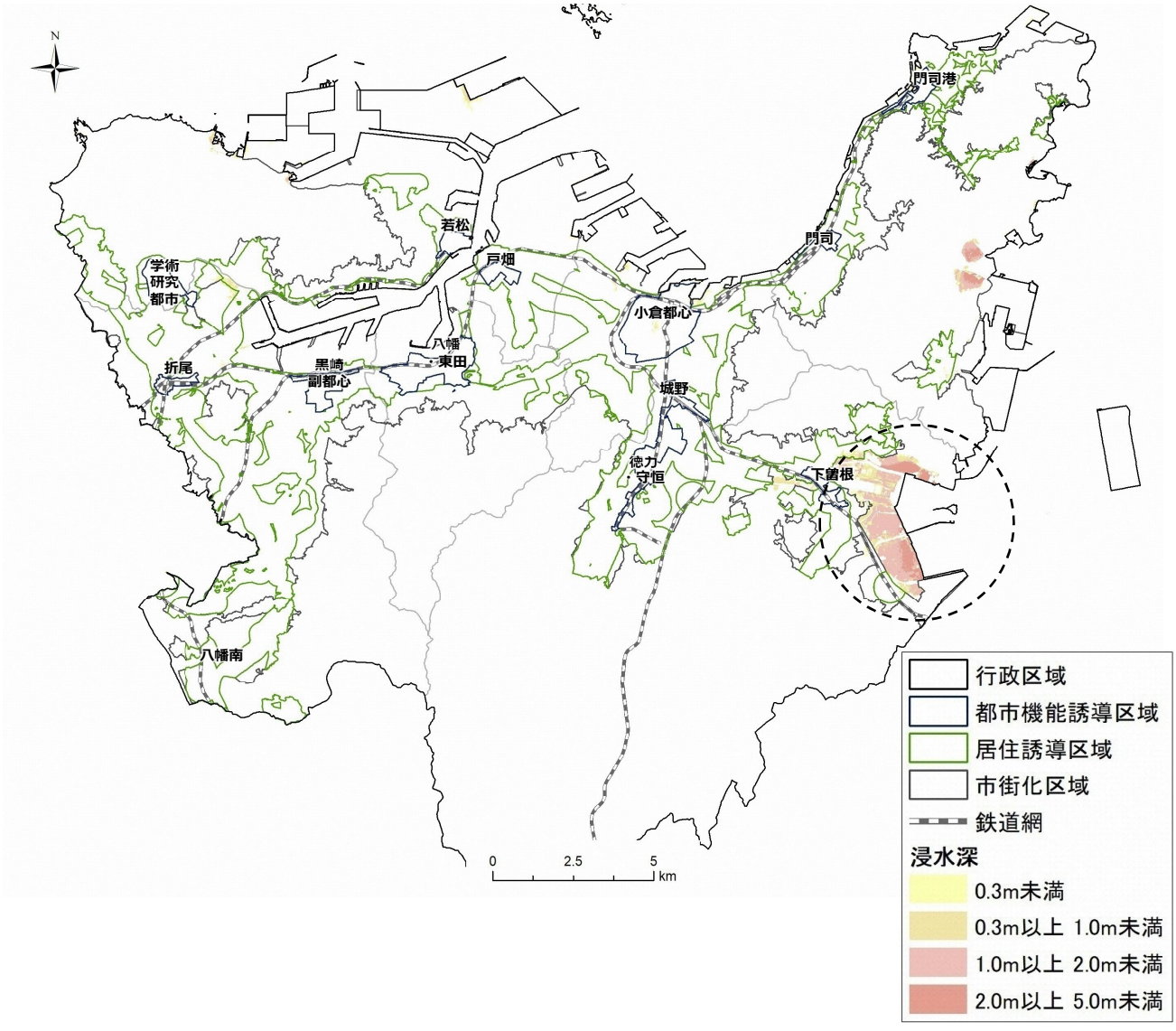
（４）津波

① 津波浸水想定区域（棟数、浸水深）

南海トラフ地震では、門司区と小倉南区の沿岸部で浸水の被害が想定されています。
浸水深0.3m以上の平屋の建物は約130棟、浸水深2.0m以上の2階以上の建物はありません。垂直避難が困難な場合は水平避難が求められます。

区分	居住誘導区域内			
	面積 ha	建物数		
		総数	1階	2階以上
0.3m未満	20.4	395	129	266
0.3m以上 1.0m未満	20.9	351	124	227
1.0m以上 2.0m未満	2.6	63	8	55
2.0m以上 5.0m未満	0.0	0	0	0
計	43.9	809	261	548

※上図に示す建物情報は、都市計画基礎調査の建物用途を用いており、住宅以外の施設も含まれています。

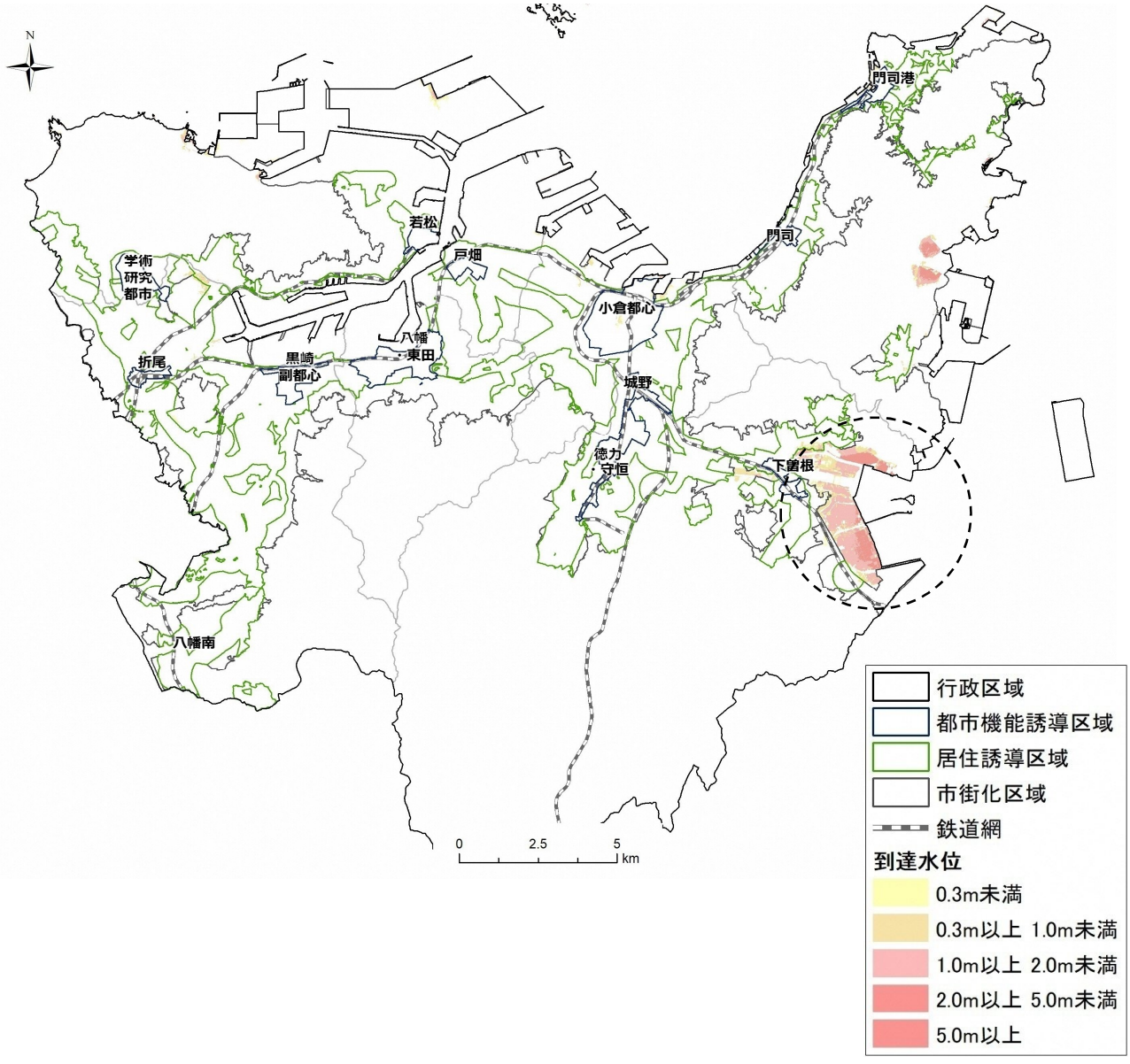


② 津波災害想定区域（棟数、到達水位）

小倉南区（下曽根付近）では、到達水位0.3m以上の平屋の建物は約200棟、到達水位2.0m以上の建物はありません。垂直避難が困難な場合は水平避難が求められます。

区分	居住誘導区域内			
	面積 ha	建物数		
		総数	1階	2階以上
0.3m未満	8.4	175	49	126
0.3m以上 1.0m未満	29.4	515	181	334
1.0m以上 2.0m未満	5.9	119	31	88
2.0m以上 5.0m未満	0.1	0	0	0
計	43.9	809	261	548

※上図に示す建物情報は、都市計画基礎調査の建物用途を用いており、住宅以外の施設も含まれています。



（５）地震

北九州市地域防災計画において、活断層による地震、プレート境界周辺で起こる地震、地下岩盤の活動による地震が想定されています。また、福岡県防災アセスメントでは、被害状況を以下のように予測しています。

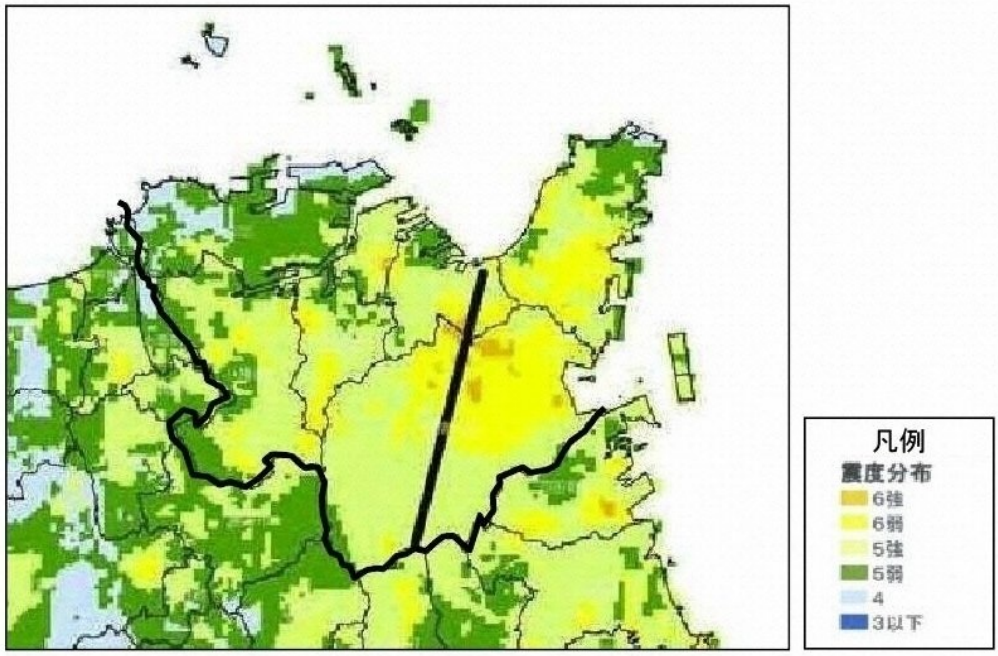
【福岡県の地震に関する防災アセスメント調査報告書（H24年3月）　抜粋】

●想定地震

○北九州市小倉北区から小倉南区付近にかけての断層の長さ約 17km のうち、震源断層の長さ 17km、震源断層の幅 8.5km（上端の深さ２km、下端の深さ 10.5km）、地震の規模マグニチュード 6.9 を想定した。

○想定した季節及び時刻は、最も出火率が高くなる冬の夕刻（午後５時～６時）とした。風の条件を福岡市の冬季（12 月～２月）の平均風速である約 3.2m／秒（気象庁：日本気候表より）よりも大きな風速を想定して４m／秒とした。

●震度分布



●被害想定結果

建物被害（棟）	建物被害総計		10,576
	全壊・大破	木造	5,606
		非木造	566
		計	6,172
	半壊・中破	木造	3,709
		非木造	695
		計	4,404

ライフライン等被害（箇所）	上下水	742
	下水道	319
	都市ガス管	122
	電柱・電話柱	80
	道路　※	71
	鉄道　※	160
	港湾係留施設(km)	66.3

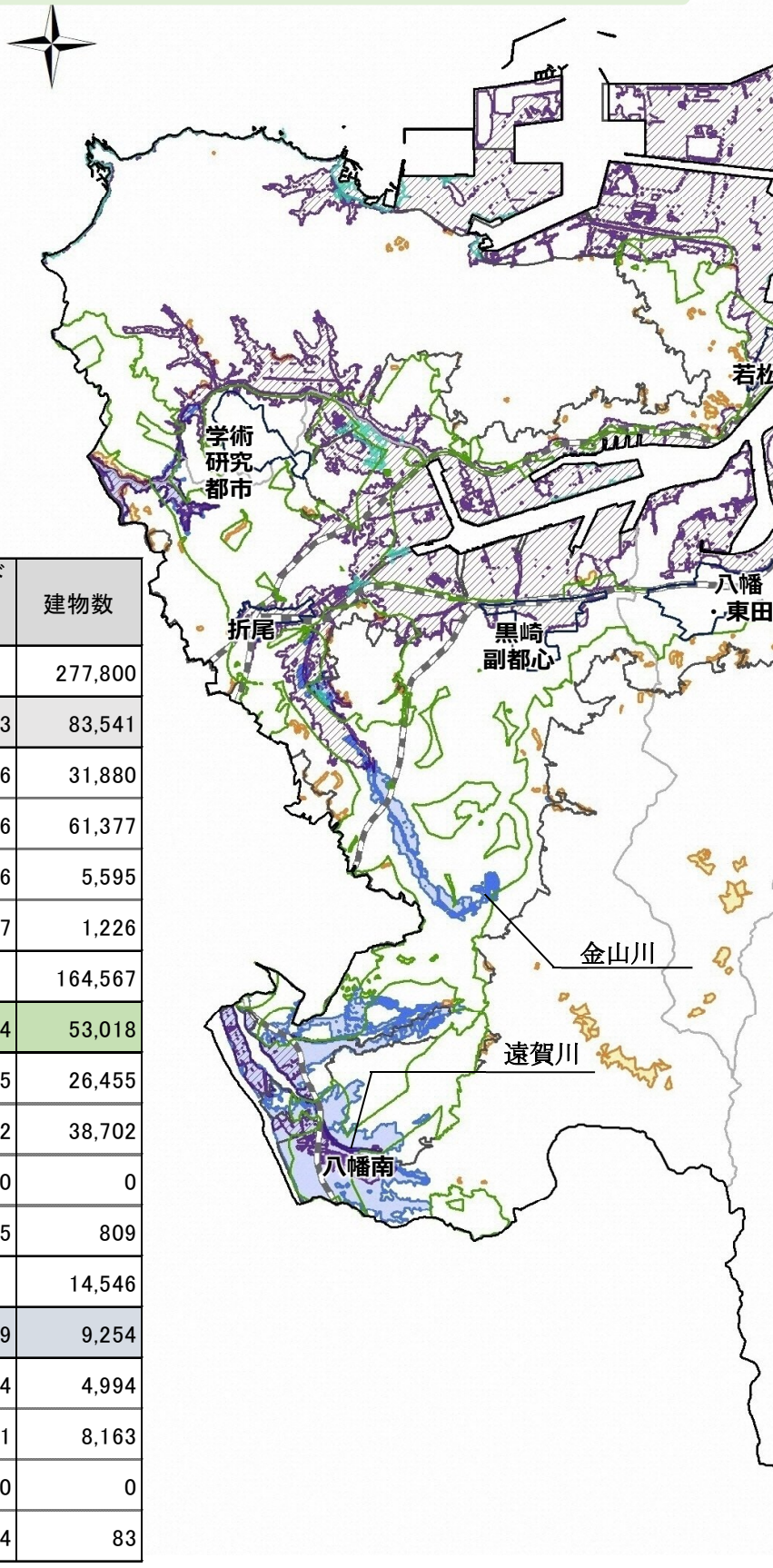
火災	火災発生(件数)	35
人的被害（人）	死者	429
	負傷者	3,780
	避難者数	21,380

※発生した場合の県全域被害の総計

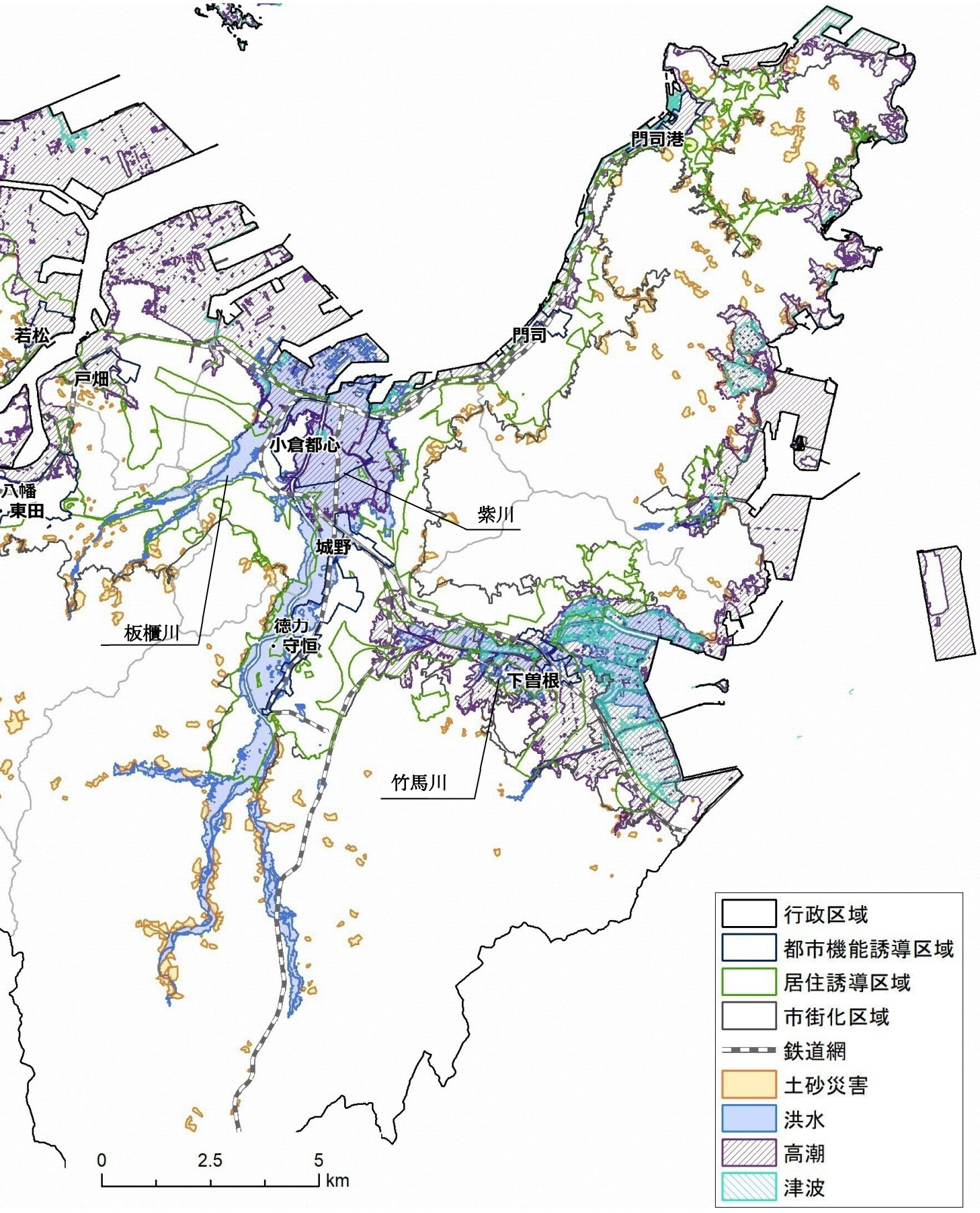
8－4　防災上の課題の整理

（1）市内全域の災害ハザードエリア（想定最大規模）

居住誘導区域内で想定される津波、洪水、高潮が発生した際に、いずれかの災害に該当する建物は約53,000棟あります。また、居住誘導区域内に約3,300ha（約34%）、都市機能誘導区域内に約710ha（52%）の災害ハザードエリアが広がっています。



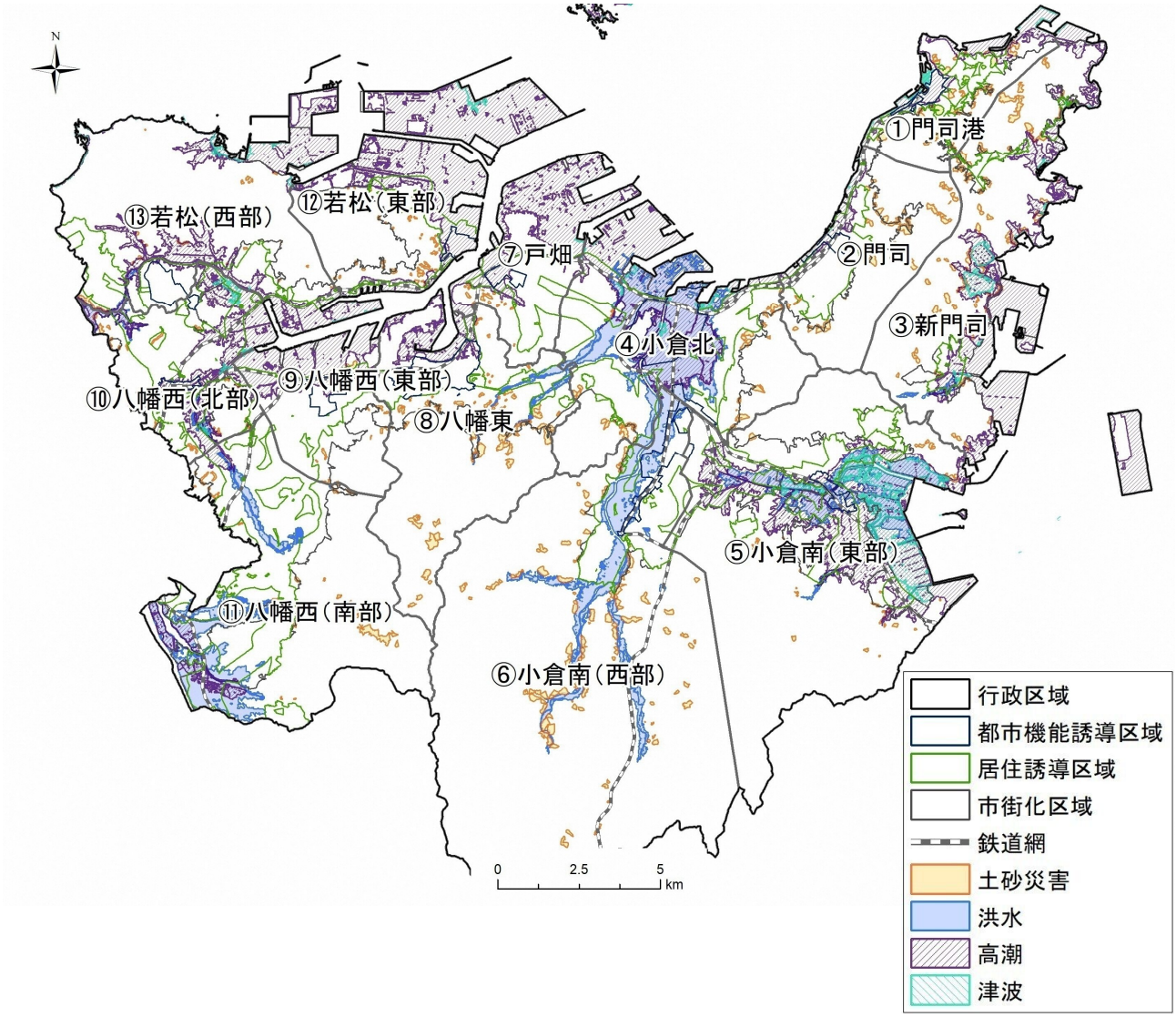
		面積ha	災害ハザードエリア割合%	建物数
市街化区域	全域	20,365.3	—	277,800
	災害ハザードエリア	8,827.8	43.3	83,541
	洪水	2,157.8	10.6	31,880
	高潮	7,451.5	36.6	61,377
	土砂災害	330.7	1.6	5,595
	津波	145.0	0.7	1,226
居住誘導区域	全域	9,626.6	—	164,567
	災害ハザードエリア	3,311.9	34.4	53,018
	洪水	1,681.2	17.5	26,455
	高潮	2,427.9	25.2	38,702
	土砂災害	0.0	0.0	0
	津波	43.9	0.5	809
都市機能誘導区域	全域	1,365.2	—	14,546
	災害ハザードエリア	709.1	51.9	9,254
	洪水	428.6	31.4	4,994
	高潮	601.5	44.1	8,163
	土砂災害	0.0	0.0	0
	津波	6.1	0.4	83


門司港
若松
戸畑
門司
小倉都心
八幡
東田
紫川
城野
板櫃川
徳力
・守恒
下曽根
竹馬川
0
2.5
5
km
行政区域
都市機能誘導区域
居住誘導区域
市街化区域
鉄道網
土砂災害
洪水
高潮
津波

（２）エリア分割の設定

地域特性や行政区ごとの取り組みを評価するため、行政区、居住誘導区域、災害想定から下図に示す13エリアに分割を行いました。

①門司港	⑧八幡東
②門司	⑨八幡西（東部）
③新門司	⑩八幡西（北部）
④小倉北	⑪八幡西（南部）
⑤小倉南（東部）	⑫若松（東部）
⑥小倉南（西部）	⑬若松（西部）
⑦戸畑	



（３）エリアごとに対象とする災害

想定する災害は、浸水想定区域（洪水、高潮、津波）、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食・氾濫流）を対象として、居住誘導区域内での課題整理を行います。なお浸水についてはエリアごとの災害特性を考慮し、影響範囲が大きい災害を取り扱います。

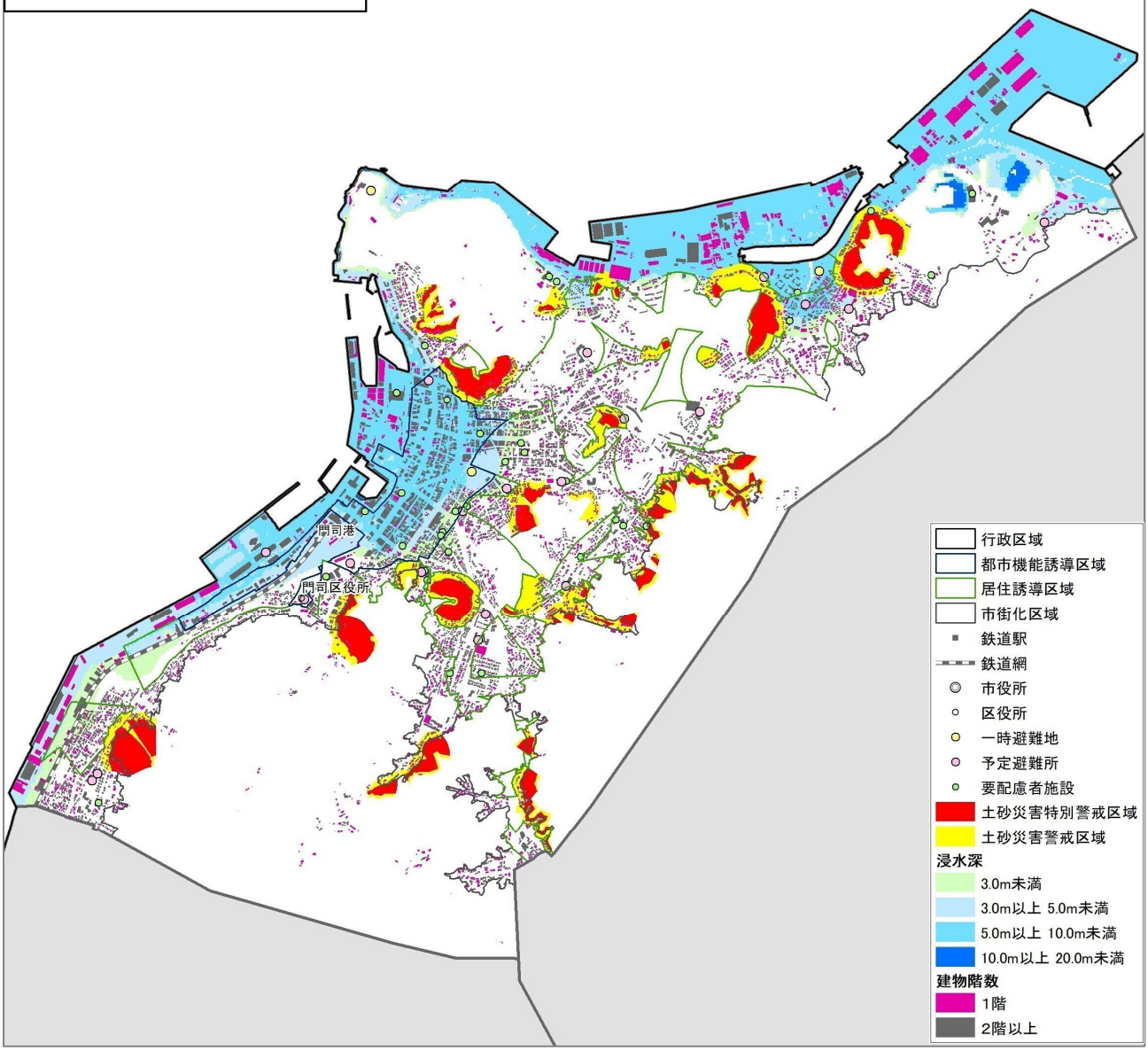
（４）地域ごとの防災上の課題

１）門司港　（主要な想定災害：高潮）

○本エリアは「地域拠点」に位置付けられており、市街地が臨海部に面しています。
○高潮浸水想定区域（想定最大規模）には、建物が約1,400棟存在します。浸水深3m以上の建物は約1,100棟存在し、垂直避難が困難な場合は水平避難が求められます。
○浸水継続時間は、想定される建物の9割が12時間未満です。
○想定最大規模の浸水に対応可能な予定避難所（災害時に避難が可能な施設）は19カ所あり、うち居住誘導区域内では10カ所あります。
○要配慮施設は約50棟あり、うち20棟の浸水が想定されています。

	エリア内浸水対応施設数	居住誘導区域内	
		浸水対応施設数	うち浸水区域にかかる施設数
一時避難地	2	2	1
予定避難所	19	10	2

高潮浸水想定区域（想定最大規模）

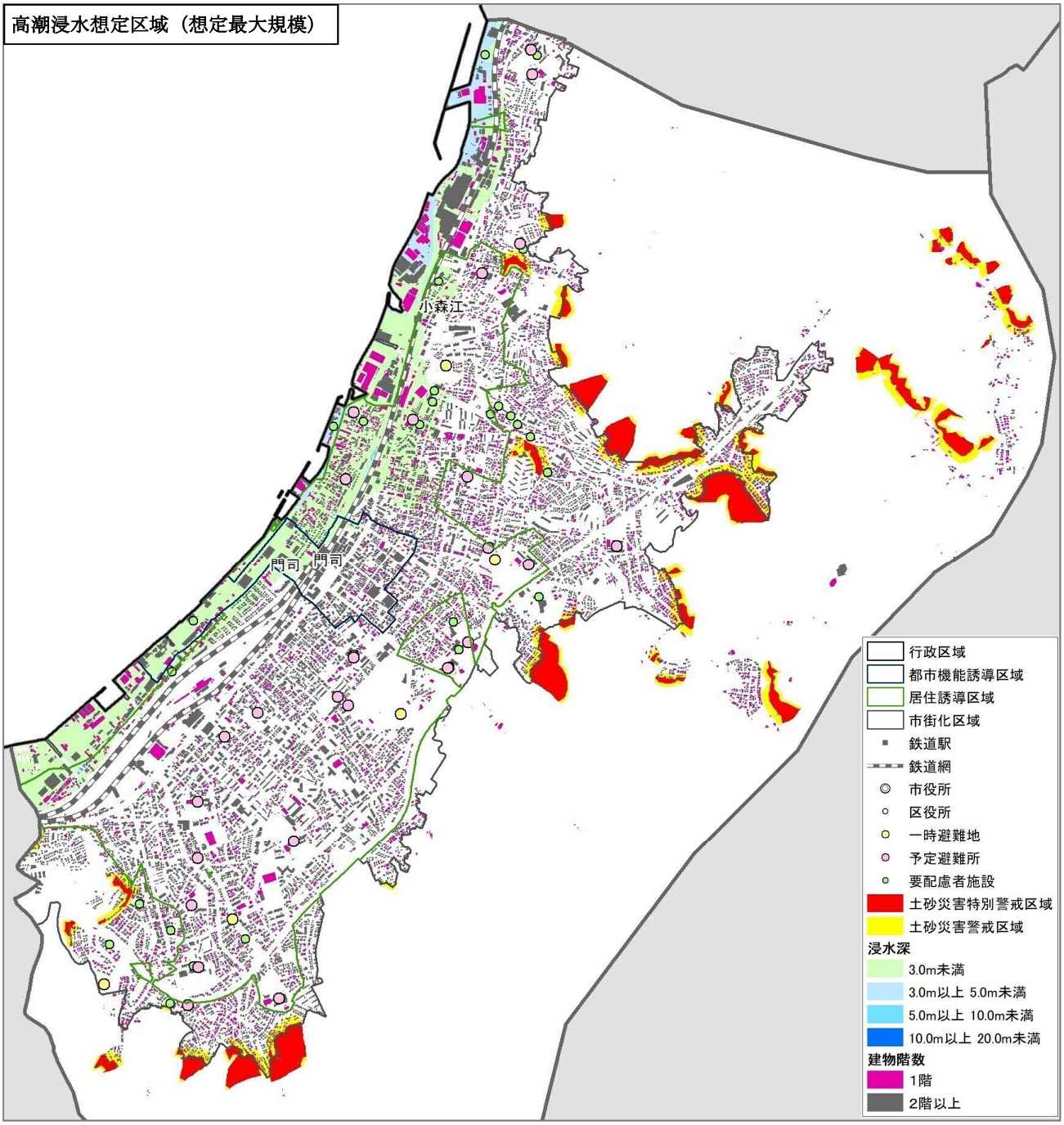


2）門司　（主要な想定災害：高潮）

○本エリアは「地域拠点」に位置付けられており、海と山に囲まれた市街地が形成されています。
○高潮浸水想定区域（想定最大規模）には、建物が約1,100棟存在し、浸水深3.0m未満の建物が9割です。
○想定最大規模の浸水に対応可能な予定避難所（災害時に避難が可能な施設）は26カ所あり、うち居住誘導区域内では18カ所あります。
○要配慮施設は約40棟あり、うち約10棟の浸水が想定されています。

	エリア内浸水対応施設数	居住誘導区域内	
		浸水対応施設数	うち浸水区域にかかる施設数
一時避難地	5	4	0
予定避難所	26	18	3

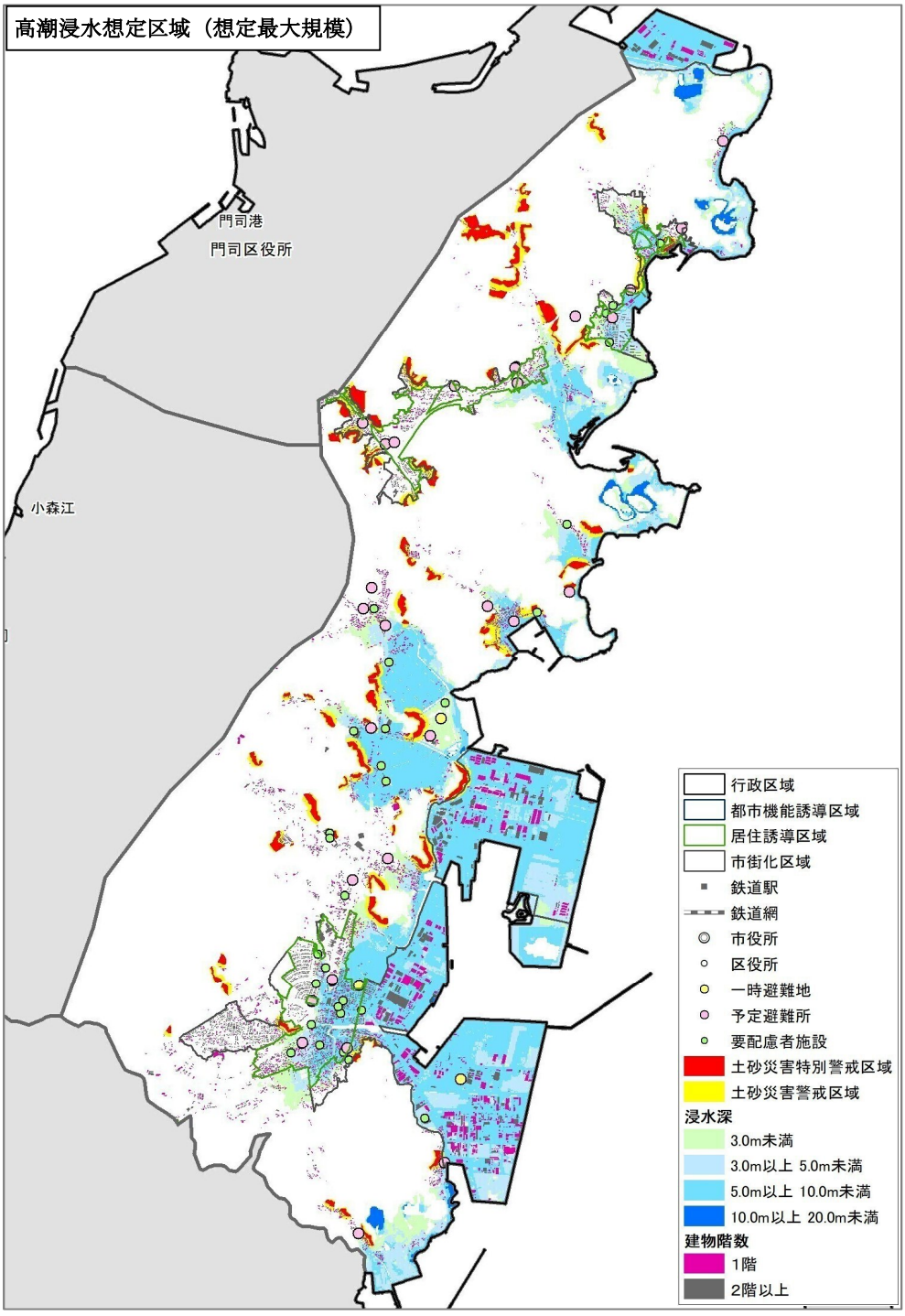
高潮浸水想定区域（想定最大規模）



3）新門司　（主要な想定災害：高潮）

○本エリアは周防灘に面し、長距離フェリーによる物流拠点となっています。
○高潮浸水想定区域（想定最大規模）には、建物が約1,600棟存在し、うち浸水深3.0m以上の建物が8割を占めます。垂直避難が困難な場合は水平避難が求められます。
○想定最大規模の浸水に対応可能な予定避難所（災害時に避難が可能な施設）は25カ所あり、うち居住誘導区域内では5カ所あります。
○要配慮施設は約50棟あり、うち約40棟の浸水が想定されています。

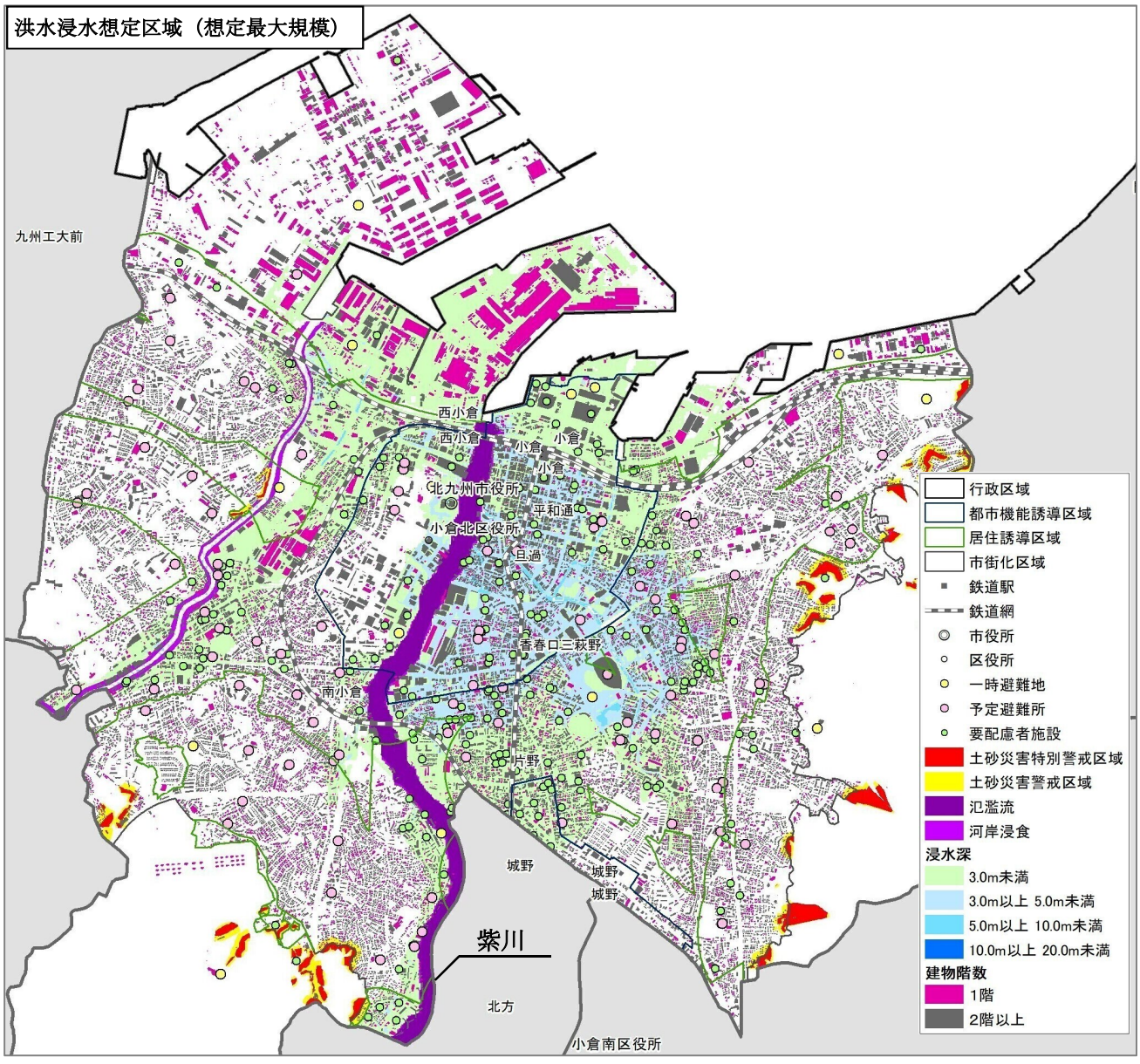
	エリア内浸水対応施設数	居住誘導区域内	
		浸水対応施設数	うち浸水区域にかかる施設数
一時避難地	3	0	0
予定避難所	25	5	3



4）小倉北　（主要な想定災害：洪水）

○本エリアは「都心」に位置付けられており、行政区で最も人口密度が高く、エリアの中央には二級河川の紫川が流れています。
○洪水浸水想定区域（想定最大規模）には、建物が約12,000棟存在します。浸水深3.0m以上の建物は約4,000棟存在し、垂直避難が困難な場合は水平避難が求められます。
○浸水継続時間は、想定される建物のうち9割が12時間未満ですが、12時間～1日未満は約800棟該当します。
○紫川と板櫃川の河岸侵食による、家屋倒壊等氾濫想定区域の建物は約500棟あります。また、氾濫流に該当する木造建物は約30棟です。
○想定最大規模の浸水に対応可能な予定避難所（災害時に避難が可能な施設）は84カ所あり、うち居住誘導区域内では61カ所あります。
○要配慮施設は約300棟あり、うち約200棟の浸水が想定されています。

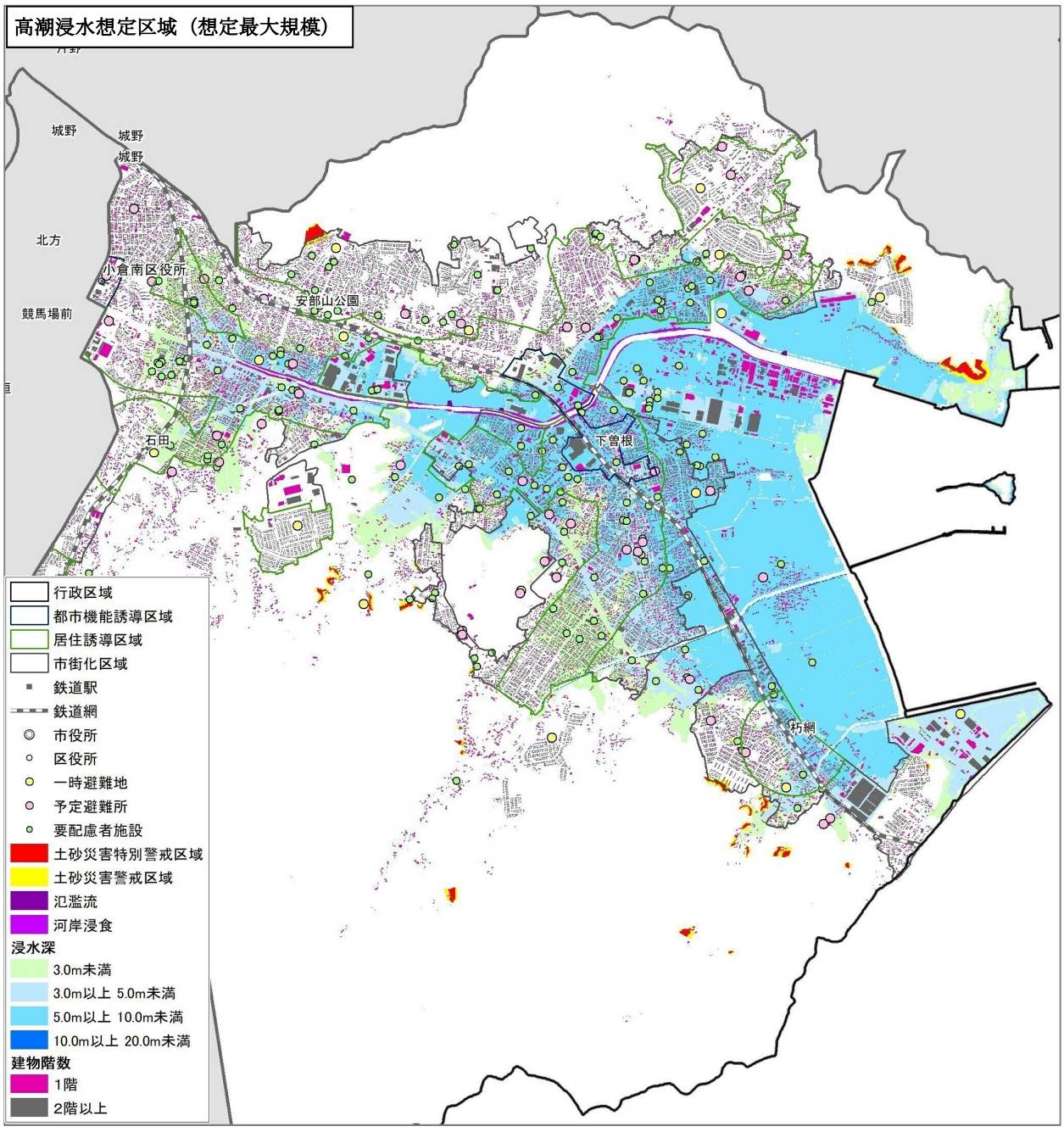
	エリア内浸水対応施設数	居住誘導区域内	
		浸水対応施設数	うち浸水区域にかかる施設数
一時避難地	13	4	3
予定避難所	84	61	23



５）小倉南（東部）　（主要な想定災害：高潮）

○本エリアは「地域拠点」に位置付けられており、中心部に二級河川の竹馬川が流れています。
○高潮浸水想定区域（想定最大規模）には、建物が約12,000棟存在し、浸水深3.0m以上の建物がおよそ7割です。垂直避難が困難な場合は水平避難が求められます。
○洪水による想定最大規模の浸水想定区域には、建物が約3,000棟存在しますが、浸水深3.0m以上の建物は存在しません。
○竹馬川の氾濫流及び河岸侵食による家屋倒壊等氾濫想定区域に存在する建物は約20棟です。
○想定最大規模の浸水に対応可能な予定避難所（災害時に避難が可能な施設）は42カ所あり、うち居住誘導区域内では21カ所あります。
○要配慮施設は約240棟あり、うち約30棟の浸水が想定されています。

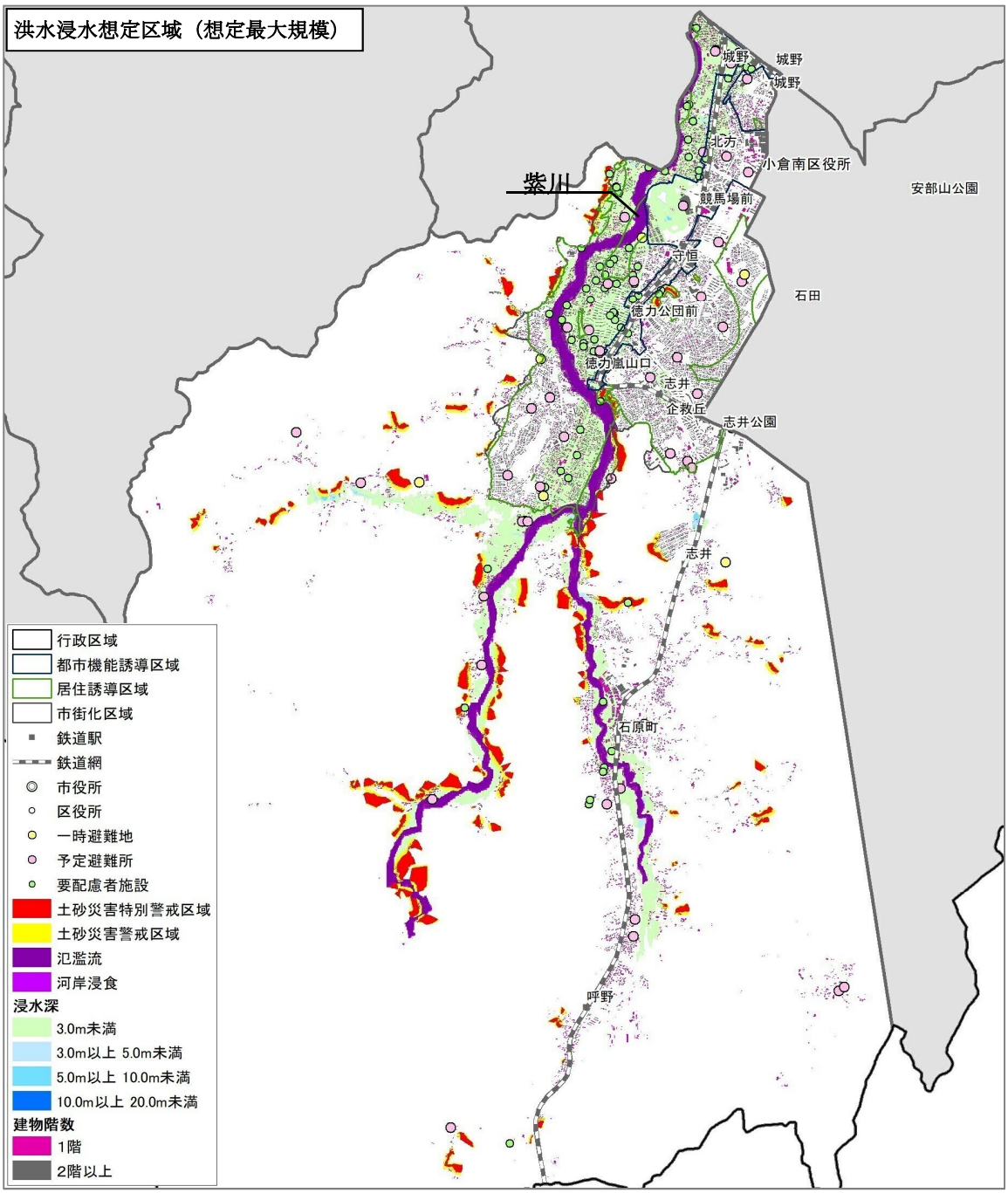
	エリア内浸水対応施設数	居住誘導区域内	
		浸水対応施設数	うち浸水区域にかかる施設数
一時避難地	17	6	3
予定避難所	42	21	11



６）小倉南（西部）　（主要な想定災害：洪水）

○本エリアは「地域拠点」に位置付けられており、二級河川の紫川が流れています。
○洪水浸水想定区域（想定最大規模）には、建物が約6,000棟存在し、浸水深3.0m未満の建物が9割です。
○紫川の河岸侵食による家屋倒壊等氾濫想定区域の建物は約500棟あります。また氾濫流に該当する木造建物は約100棟です。
○想定最大規模の浸水に対応可能な予定避難所（災害時に避難が可能な施設）は49カ所あり、うち居住誘導区域内では32カ所あります。
○要配慮施設は約100棟あり、うち約80棟の浸水が想定されています。

	エリア内浸水対応施設数	居住誘導区域内	
		浸水対応施設数	うち浸水区域にかかる施設数
一時避難地	6	1	1
予定避難所	49	32	15

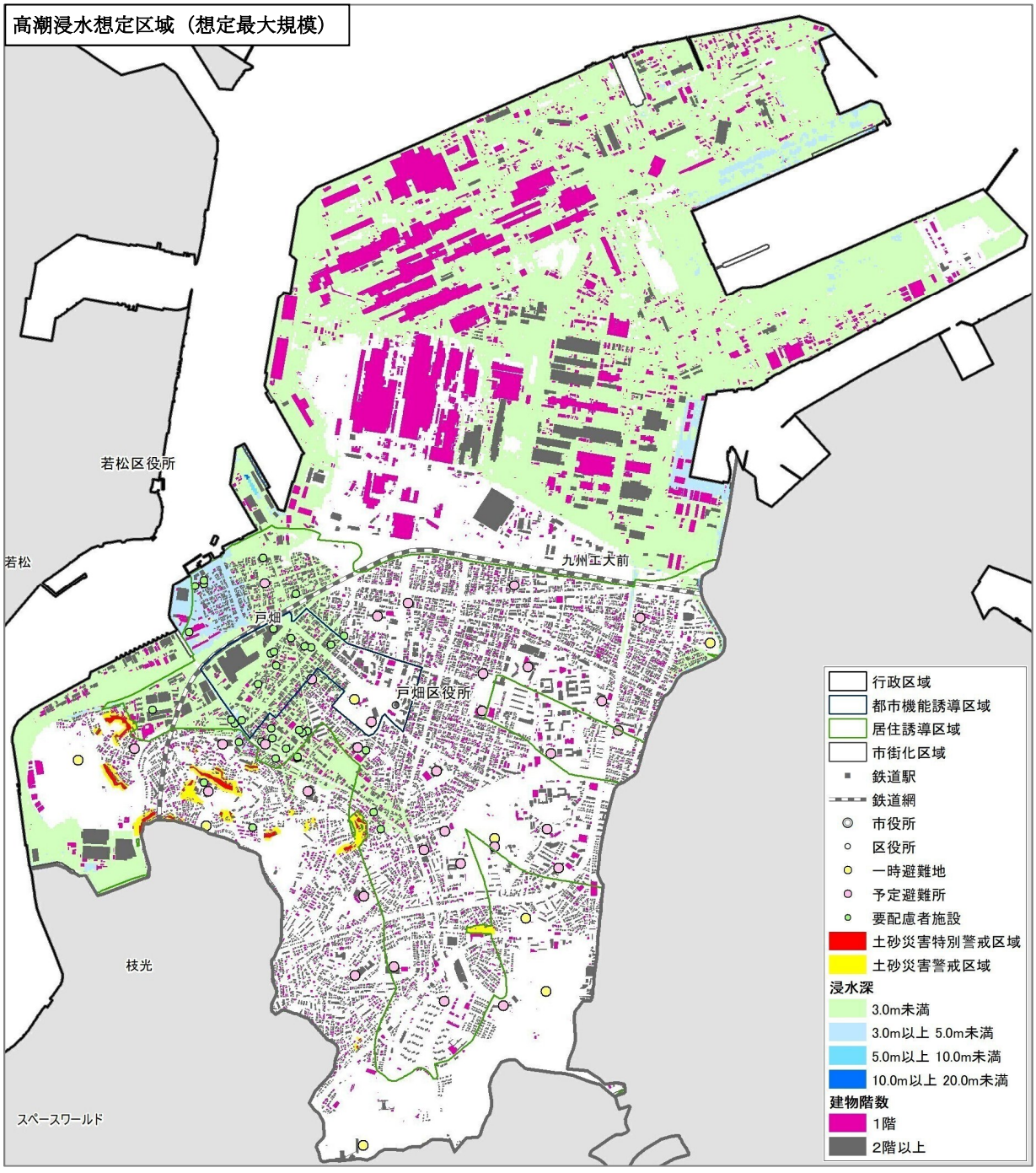


7）戸畑　（主要な想定災害：高潮）

○本エリアは「地域拠点」に位置付けられており、北部は広範囲にわたって工業地域となっています。
○高潮浸水想定区域（想定最大規模）には、建物が約2,000棟存在し、浸水深3.0m未満の建物が8割です。
○想定最大規模の浸水に対応可能な予定避難所（災害時に避難が可能な施設）は31カ所あり、うち居住誘導区域内では22カ所あります。
○要配慮施設は約50棟あり、ほとんどの施設で浸水が想定されています。

	エリア内浸水対応施設数	居住誘導区域内	
		浸水対応施設数	うち浸水区域にかかる施設数
一時避難地	8	3	0
予定避難所	31	22	4

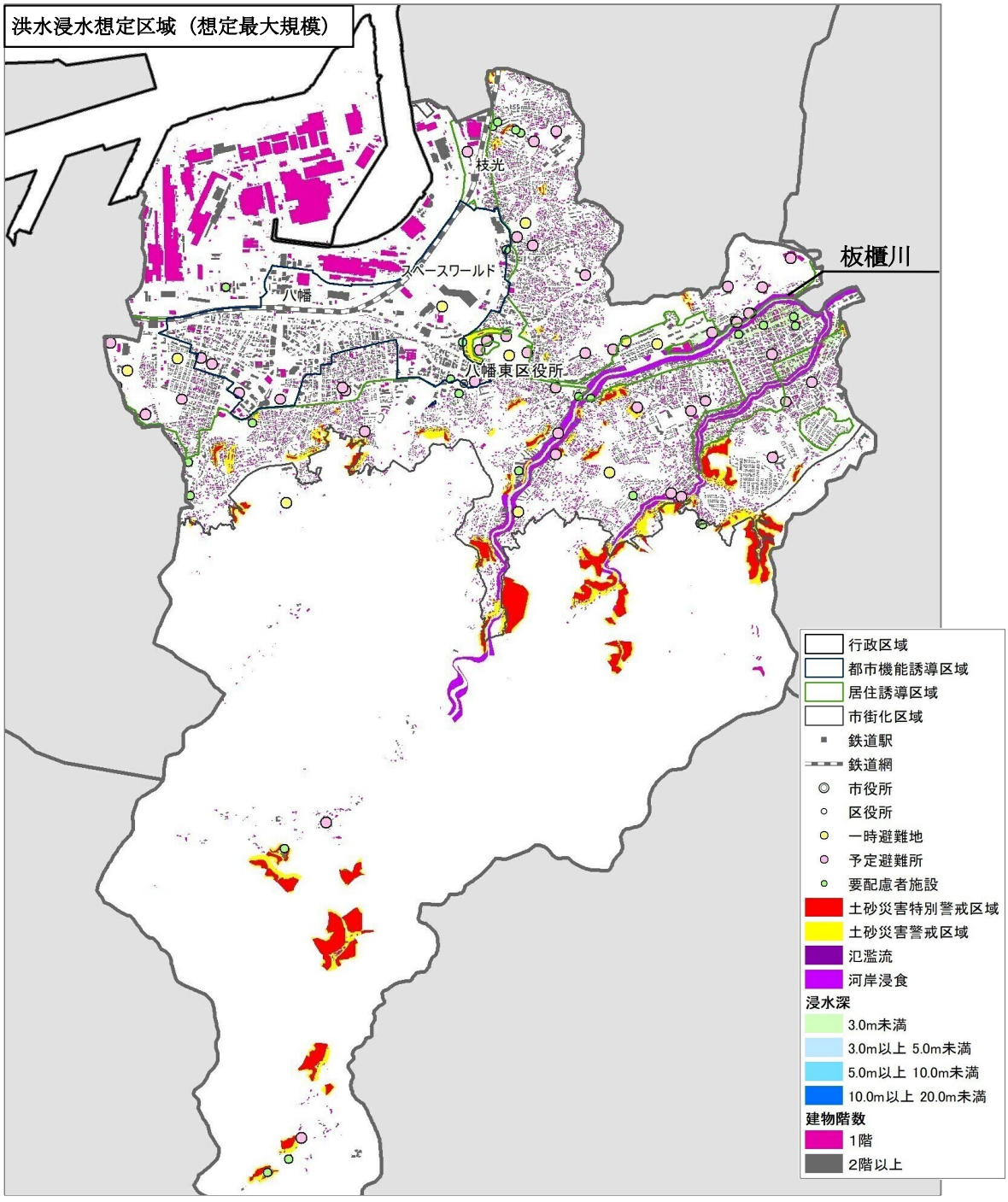
高潮浸水想定区域（想定最大規模）



８）八幡東　（主要な想定災害：洪水）

○本エリアは「地域拠点」に位置付けられており、教育施設や芸術施設が立地しています。
○洪水浸水想定区域（想定最大規模）には、建物が約700棟存在しますが、そのほとんどが浸水深3.0m未満の建物です。
○板櫃川の河岸侵食による、家屋倒壊等氾濫想定区域の建物は約500棟です。
○想定最大規模の浸水に対応可能な予定避難所（災害時に避難が可能な施設）は43カ所あり、うち居住誘導区域内では17カ所あります。
○要配慮施設は約50棟ありますが、浸水が想定されている建物はありません。

	エリア内浸水対応施設数	居住誘導区域内	
		浸水対応施設数	うち浸水区域にかかる施設数
一時避難地	10	6	0
予定避難所	43	17	1

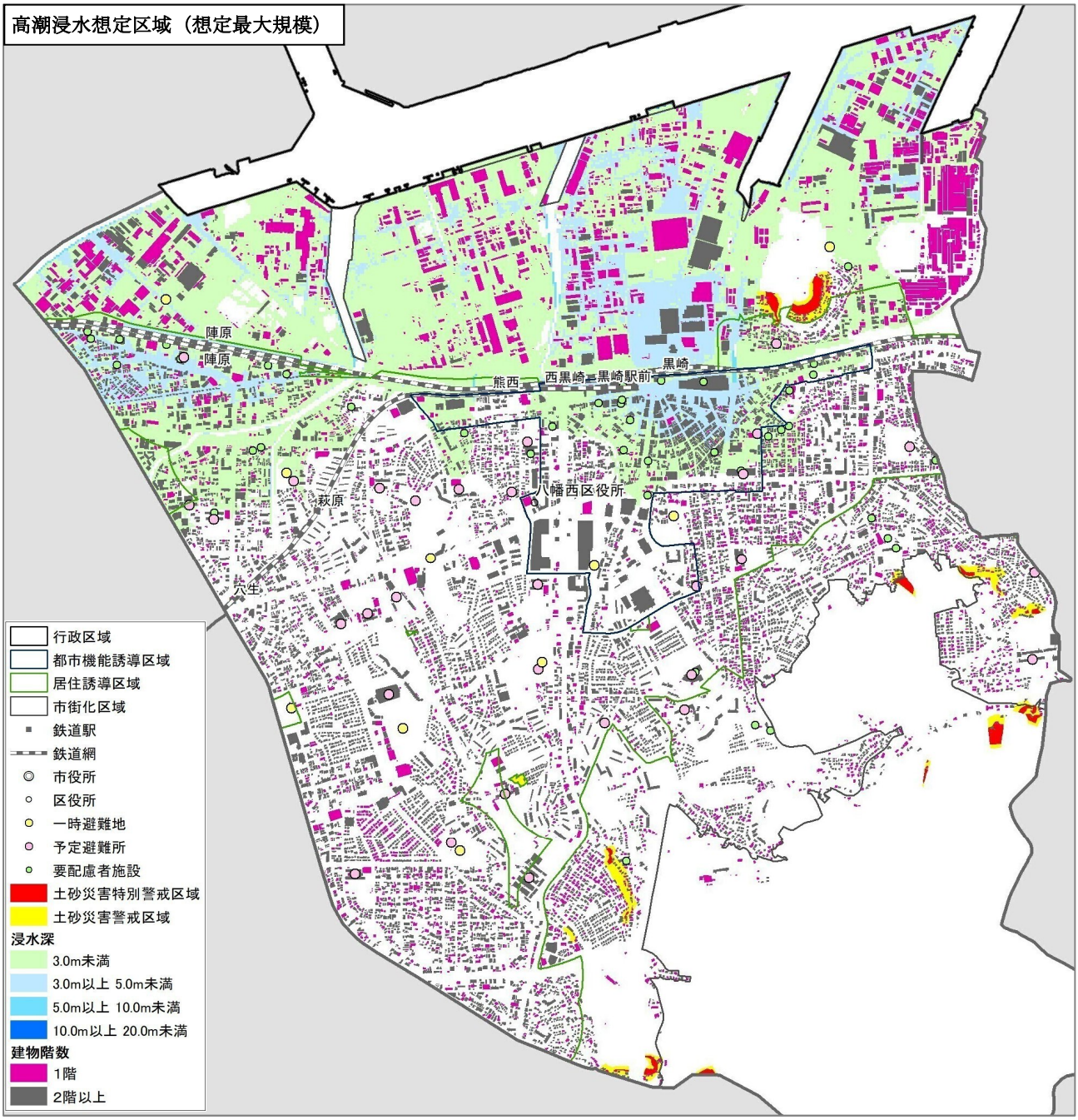


９）八幡西（東部）　（主要な想定災害：高潮）

○本エリアは「副都心」に位置付けられており、商業、医療、福祉、交通拠点など多様な都市機能が集積しています。
○高潮浸水想定区域（想定最大規模）には、建物が約2,000棟存在しますが、浸水深3.0m未満の建物が8割です。浸水深3.0m以上の建物は約500棟あり、垂直避難が困難な場合は水平避難が求められます。
○想定最大規模の浸水に対応可能な予定避難所（災害時に避難が可能な施設）は30カ所あり、うち居住誘導区域内では27カ所あります。
○要配慮施設は約60棟あり、うち約40棟の浸水が想定されています。

	エリア内浸水対応施設数	居住誘導区域内	
		浸水対応施設数	うち浸水区域にかかる施設数
一時避難地	10	7	0
予定避難所	30	27	4

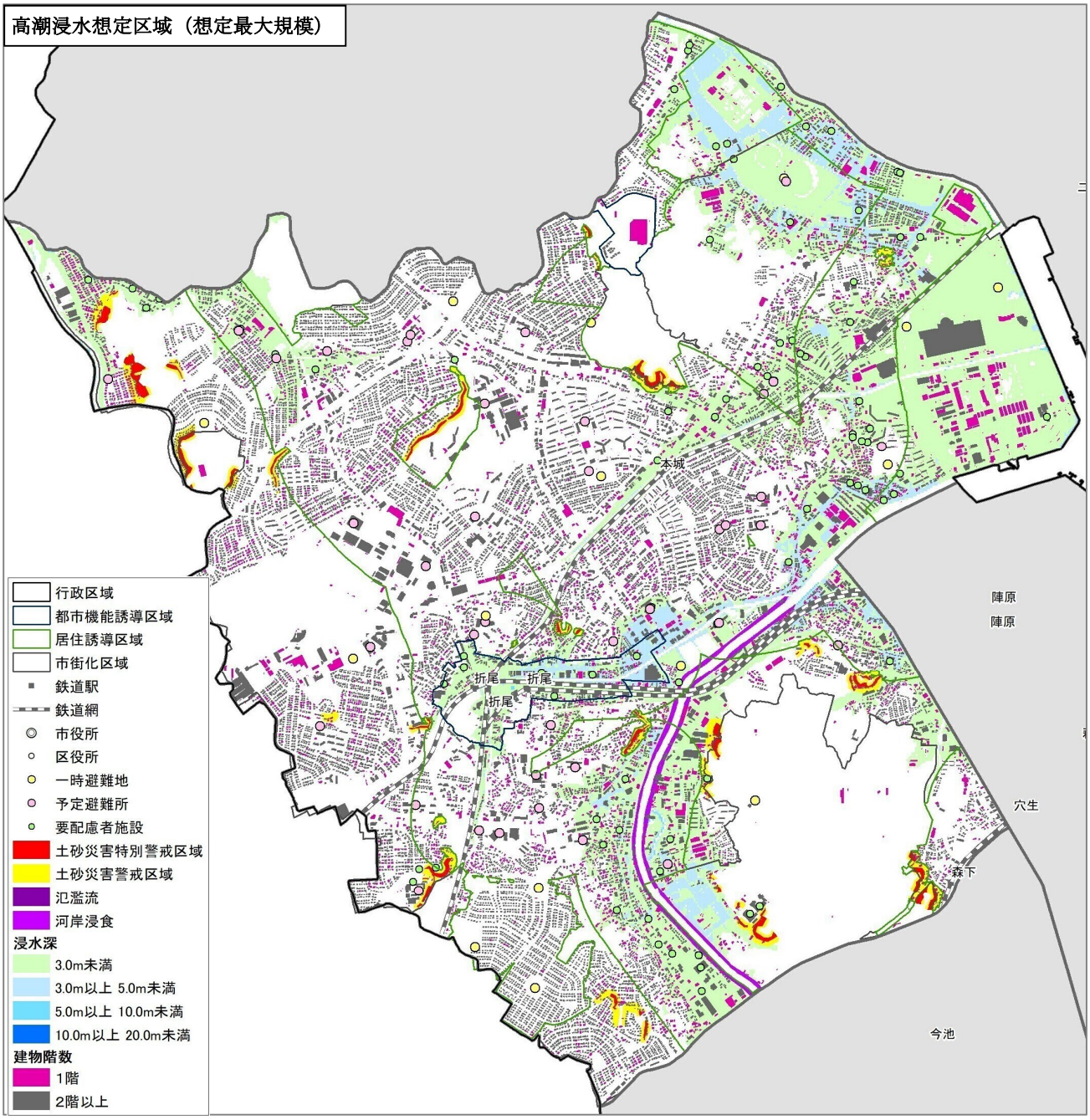
高潮浸水想定区域（想定最大規模）



１０）八幡西（北部）　（主要な想定災害：高潮）

○本エリアは「地域拠点」に位置付けられており、南北に二級河川の金山川が流れています。
○高潮浸水想定区域（想定最大規模）には、建物が約4,600棟存在しますが、浸水深3.0m未満の建物が8割です。浸水深3.0m以上の建物は約700棟あり、垂直避難が困難な場合は水平避難が求められます。
○金山川の河岸侵食による、家屋倒壊等氾濫想定区域の建物は約60棟です。
○想定最大規模の浸水に対応可能な予定避難所（災害時に避難が可能な施設）は38カ所あり、うち居住誘導区域内では31カ所あります。
○要配慮施設は約100棟あり、うち約80棟の浸水が想定されています。

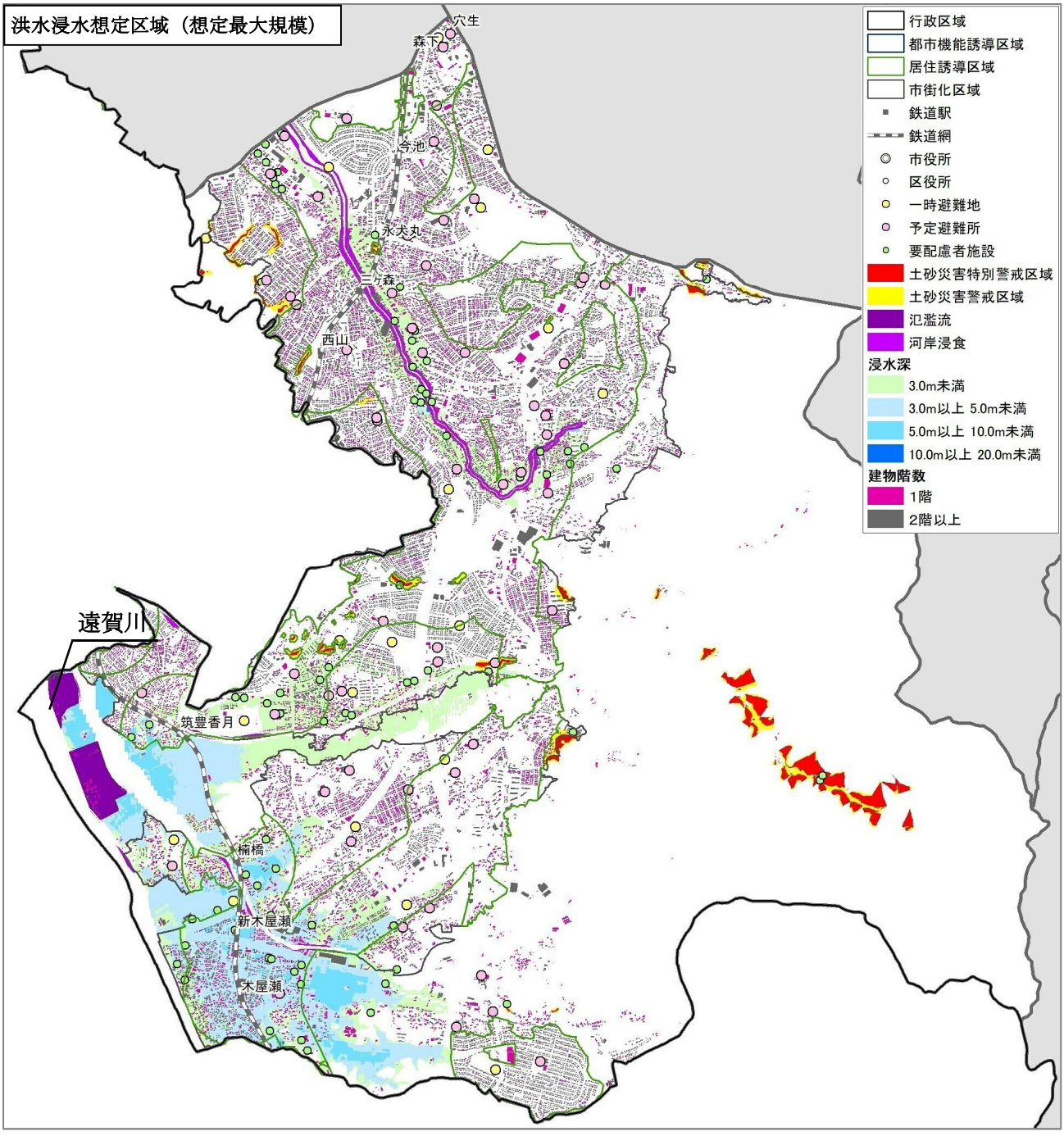
	エリア内浸水対応施設数	居住誘導区域内	
		浸水対応施設数	うち浸水区域にかかる施設数
一時避難地	15	8	1
予定避難所	38	31	5



１１）八幡西（南部）　（主要な想定災害：洪水）

○本エリアの西側には、一級河川である遠賀川が存在します。
○居住誘導区域内の建物の約17%が洪水浸水想定区域（想定最大規模）に該当しています。浸水深3m以上の建物は約1,600棟存在し、垂直避難が困難な場合は水平避難が求められます。
○遠賀川と金山川の河岸侵食による、家屋倒壊等氾濫想定区域の建物は約300棟あります。
○想定最大規模の浸水に対応可能な予定避難所（災害時に避難が可能な施設）は59カ所あり、うち居住誘導区域内では38カ所あります。
○要配慮施設は約100棟あり、うち約70棟の浸水が想定されています。

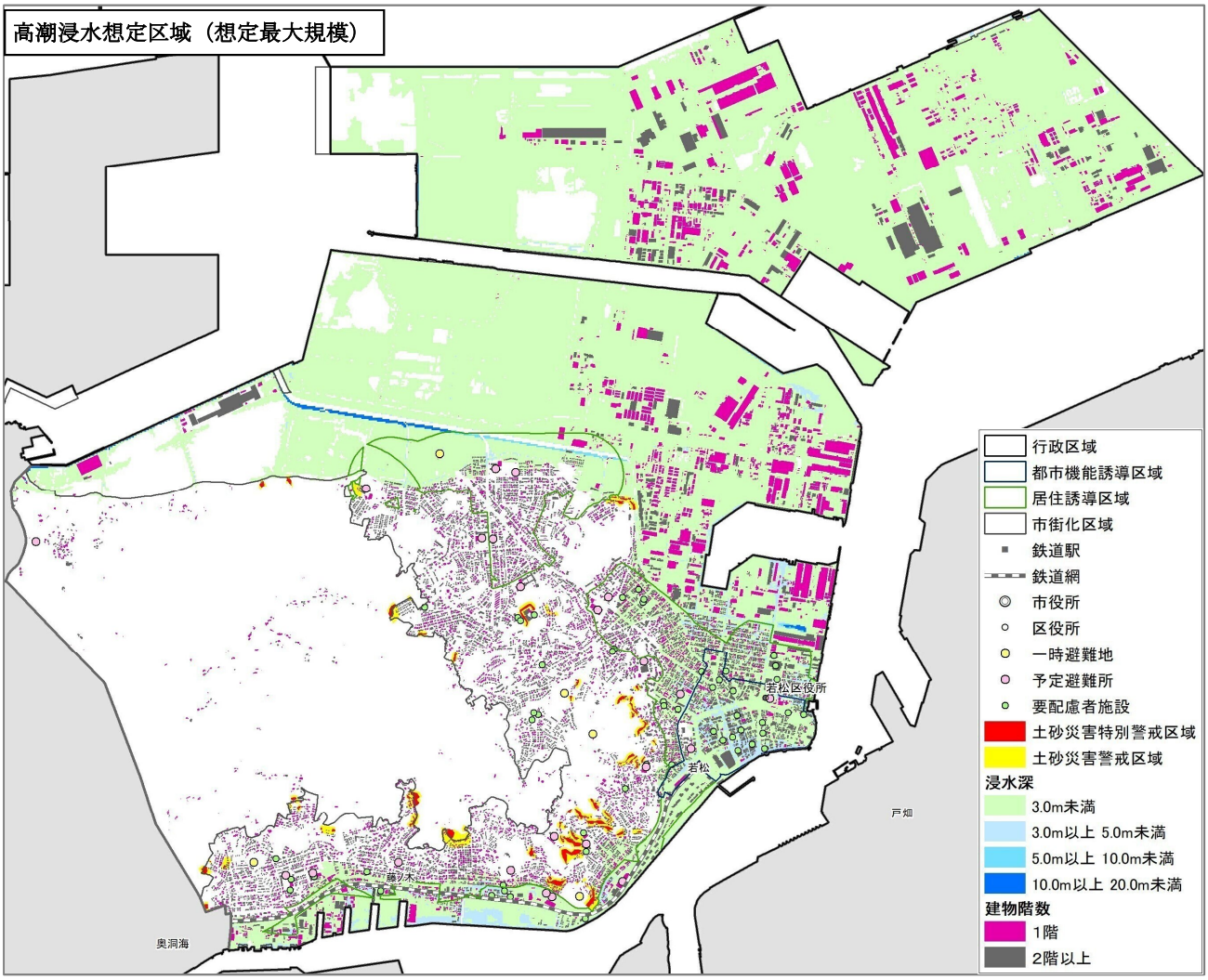
	エリア内浸水対応施設数	居住誘導区域内	
		浸水対応施設数	うち浸水区域にかかる施設数
一時避難地	20	12	0
予定避難所	59	38	12



１２）若松（東部）　（主要な想定災害：高潮）

○本エリアは「地域拠点」に位置付けられており、北部には工業地帯があり、南側は洞海湾に面し、豊かな自然が広がっています。
○高潮浸水想定区域（想定最大規模）には、建物が約3,700棟存在しますが、浸水深3.0m未満の建物が9割です。浸水深3.0m以上の建物は約300棟あり、うち平屋建てが２割を占めるため、垂直避難が困難な場合は水平避難が求められます。
○想定最大規模の浸水に対応可能な予定避難所（災害時に避難が可能な施設）は24カ所あり、うち居住誘導区域内では11カ所あります。
○要配慮施設は約50棟あり、うち約20棟の浸水が想定されています。

	エリア内浸水対応施設数	居住誘導区域内	
		浸水対応施設数	うち浸水区域にかかる施設数
一時避難地	5	1	1
予定避難所	23	11	5

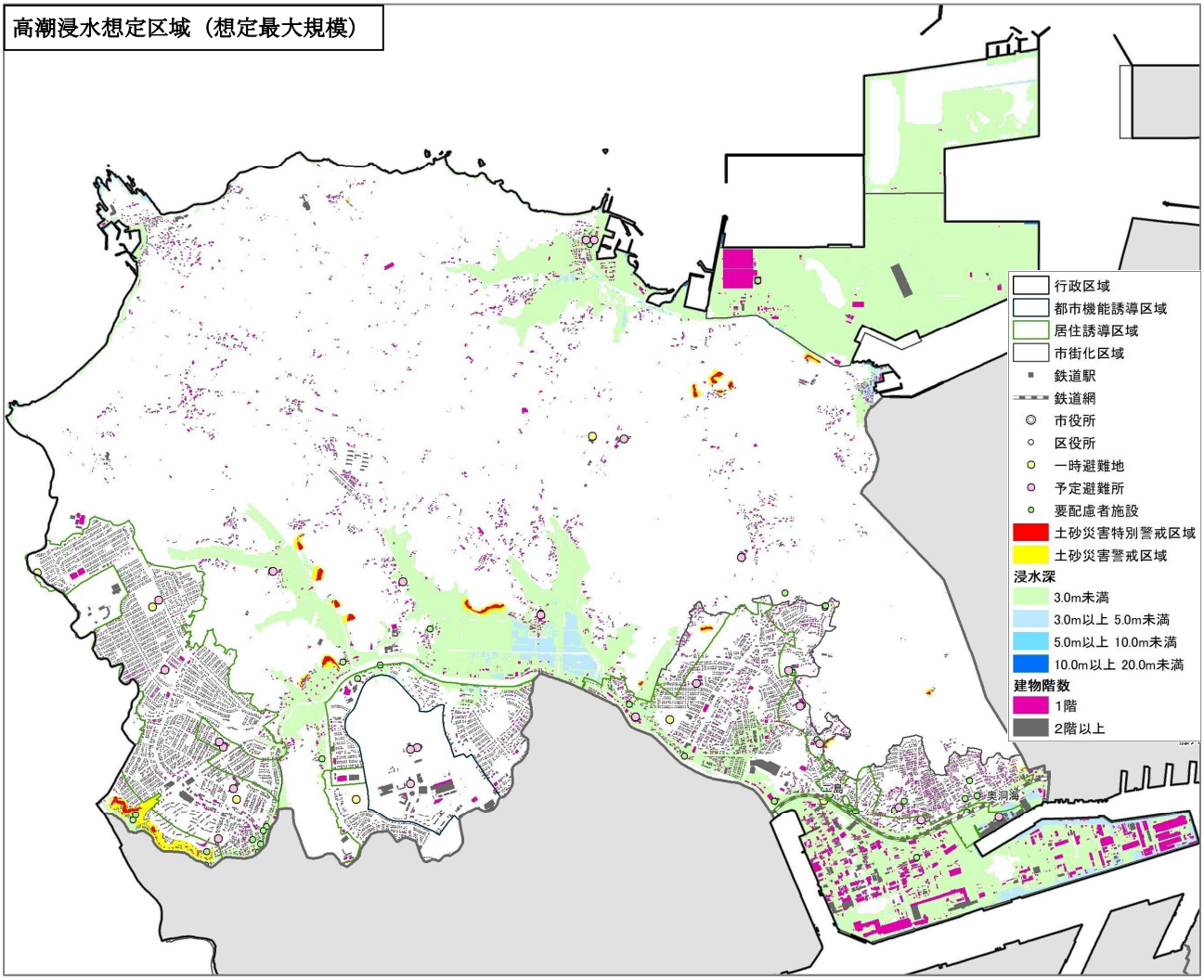


１３）若松（西部）　（主要な想定災害：高潮）

○本エリアは「地域拠点」に位置付けられており、響灘緑地など自然豊かな地区や教育・研究機関が集積しています。
○高潮による浸水想定区域には、建物が約900棟存在しますが、そのほとんどが浸水深3.0m未満となっています。
○想定最大規模の浸水に対応可能な予定避難所（災害時に避難が可能な施設）は23カ所あり、うち居住誘導区域内では11カ所あります。
○要配慮施設は70棟あり、うち約50棟の浸水が想定されています。

	エリア内浸水対応施設数	居住誘導区域内	
		浸水対応施設数	うち浸水区域にかかる施設数
一時避難地	7	5	0
予定避難所	24	11	2

高潮浸水想定区域（想定最大規模）



（5）リスク分析を踏まえた防災上の課題（市内全域）

前項までのリスク分析を踏まえ、防災・減災のまちづくりに向けた課題を整理します。

【リスク分析を踏まえた防災上の課題】

分　類	防災上の課題
土砂	**【土砂災害特別警戒区域等の指定】** ・市内の斜面地に土砂災害特別警戒区域等が広範囲に点在して指定されており、災害発生時の人的被害が懸念されるため、リスクの回避や避難体制の充実等によるリスクの低減が求められます。
津波	**【津波浸水の想定】** ・小倉南区の沿岸部一帯と門司区一部では、津波による浸水が想定されており、避難体制の充実等によるリスクの低減が求められます。
洪水	**【遠賀川の浸水想定】** ・八幡西区の遠賀川流域で、深い浸水が想定されています。公共交通機関の機能不全が懸念されるため、河川整備や避難体制の充実等によるリスクの低減が求められます。また、家屋倒壊等氾濫想定区域として、河岸侵食が想定されているため、同様にリスクの低減が求められます。 **【紫川による広域な浸水想定】** ・小倉北区から小倉南区の紫川流域で、広範囲に浸水が想定されています。小倉駅でも浸水が想定されていることから公共交通機関の機能不全が懸念されるため、河川整備や避難体制の充実等によるリスクの低減が求められます。また、家屋倒壊等氾濫想定区域として、氾濫流と河岸侵食が想定されているため、同様にリスクの低減が求められます。 **【竹馬川の浸水想定】** ・小倉南区の竹馬川流域で、浸水が想定されています。公共交通機関の機能不全が懸念されるため、河川整備や避難体制の充実等によるリスクの低減が求められます。また、家屋倒壊等氾濫想定区域として、河岸侵食が想定されているため、同様にリスクの低減が求められます。 **【板櫃川の浸水想定】** ・小倉北区から八幡東区の板櫃川流域で、浸水が想定されています。河川整備や避難体制の充実等によるリスクの低減が求められます。また、家屋倒壊等氾濫想定区域として、氾濫流と河岸侵食が想定されているため、同様にリスクの低減が求められます。 **【金山川の浸水想定】** ・八幡西区の金山川流域で、浸水が想定されています。公共交通機関が河川を横断し、機能不全が懸念されるため、河川整備や避難体制の充実等によるリスクの低減が求められます。また、家屋倒壊等氾濫想定区域として、氾濫流と河岸侵食が想定されているため、同様にリスクの低減が求められます。
高潮	**【海岸沿い・湾岸の高潮による浸水想定】** ・周防灘沿岸周辺の小倉南区と門司区では、水位の高い浸水が想定されています。公共交通機関の機能不全が懸念されます。 ・小倉北区の中心部や洞海湾沿岸で浸水が想定されています。都心・副都心の小倉駅、黒崎駅が含まれているため、影響規模の大きい公共交通機関の機能不全が懸念されます。 以上より、避難体制の充実等により、交通機関が機能不全となる前に避難を促すなどのリスクの低減が求められます。
地震	**【本市に影響のある活断層】** ・福岡県の地震に関する防災アセスメント調査報告書では、本市に影響のある活断層による地震の想定震度分布は全域に及ぶと予測されており、本市でもインフラ施設や建築物の耐震化、避難体制の充実等によるリスクの低減が求められます。

８－５　課題を踏まえた取組方針

（１）防災に資するまちづくりに向けた将来像　（市内全域）

防災まちづくりを推進するためには、今後もハード・ソフトの両面から総合的に施策を展開し、リスクの回避・低減につとめるとともに、リスク分析の結果や課題を踏まえ、地域の災害リスクを認識し、地域住民と共有したうえで土地利用や居住の誘導を進めていくことが重要です。

本市の防災まちづくりの将来像については、「北九州市都市計画マスタープラン」における都市防災の基本的な考え方に基づくとともに、「北九州市国土強靭化地域計画」や「北九州市地域防災計画」と連携した取り組み方針を定めます。

―北九州市都市計画マスタープラン―

都市防災の基本的な考え方

【連携や協働による災害に強いまちづくり】
想定を超える災害に対し、被害をいかに小さくするかということを主眼に、ハード対策とともに、的確な情報提供や速やかで確実な避難行動、自主防災組織による助け合いなどのソフト対策を重層的に組み合わせた「減災」対策が重要です。

（基本方針）　：　北九州市都市計画マスタープランより
- 地震災害や火災に強いまちづくり（総合的な都市防災空間の整備）
- 風水害に強いまちづくり
- 自然や地域資源の保全と、ストックを活かした安全なまちづくり
- 協働による安全なまちづくり

―連携する計画―

（基本目標）　：　北九州市国土強靭化地域計画より
- 人命の保護が最大限図られること
- 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 迅速な復旧復興

（基本目標）　：　北九州市地域防災計画より
- 想定を超える災害に対する「減災」対策の推進
- 多様な主体が協働を図りながら防災対策に取り組む地域社会の構築
- 住民一人ひとりの状況に配慮した防災対策の推進

（2）災害リスクの考え方

本市では、これまで、災害に強いまちづくりに向けて、洪水や高潮、地震などをはじめとする想定災害に対してインフラ施設のハード整備を実施し、市民生活を守り、災害リスクの低減を図ってきました。

一方で、近年、全国各地で自然災害が頻発・激甚化しており、このような想定を超える災害に対しては、被害の防止・軽減を図るだけでなく、人命を確保することが最優先の課題となっています。ついては、人命確保の観点から、各災害への対応を整理します。

■誘導区域等における災害リスクの考え方

1）水害ハザード（洪水、高潮、津波）

想定最大規模の洪水等の浸水想定区域は、都市機能誘導区域や居住誘導区域においても広範囲に分布しています。一方で、これらの区域には、既に多くの人口が集積し、都市基盤が整備されています。集積した多くの都市機能が相互に関連しており、また、社会活動も活発に行われています。そのため、誘導区域から除外し、他のエリアに誘導することが現実的に困難な状況です。

また、水害ハザードについては、土砂災害ハザードと比べ、降雨による河川の水位状況や気象情報等の予測により、災害の発生時期・箇所の予測が立てやすく、避難体制の整備等により、災害発生時の人的被害のリスクを減らすことが出来ます。

そのため、河川や下水道の整備などによる浸水対策や防災マップ・避難計画の作成といったハード・ソフトの防災・減災対策等を実施し、災害リスクの低減を図ることにより、**水害ハザードを誘導区域に含みます。**

なお、津波特別警戒区域については、本市での指定はありませんが、災害時は生命・身体に著しい危害が生じるおそれがあり、都市計画運用指針において、原則、含まないこととされていることから、誘導区域から除外します。

2）土砂災害ハザード

土砂災害の災害ハザード区域は、本市の斜面地に広範囲に点在しており、現計画においては、既に居住誘導区域から除外しておりますが、改めて災害リスクの考え方を整理します。

土砂災害ハザードについては、水害ハザードと比べ、地形・地質等の現地状況が箇所毎に異なるため、災害の発生時期・箇所の予測が難しく、災害発生時の人的被害のリスクが懸念されます。

また本市では過去の災害において、甚大な被害等が発生していることから、災害リスクの回避のため、**土砂災害ハザードを誘導区域から除外します。**

併せて、ハード・ソフトの防災・減災対策等の実施により、災害リスクの低減を図ります。

3）地震災害ハザード

福岡県の地震に関する防災アセスメント調査報告書では、本市に影響のある活断層による地震の想定震度分布は、山地部・市街地周辺部等の誘導区域外や人口の集積地域・都市基盤が整備された誘導区域内に広範囲に想定されています。市内全域に災害リスクが存在するため、影響の範囲や程度を測地的に定め、誘導区域から除外することが現実的に困難です。

そのため、ハード・ソフトの防災・減災対策等を実施し、災害リスクの低減を図ることにより、**地震災害ハザードを誘導区域に含みます。**

（３）取組方針（市内全体）

居住誘導区域等における災害リスクの考え方を踏まえ、基本的な取組方針を示します。
そのうえで、地域の個別課題に対応したリスクの回避及び低減のための必要な対策の取り組みを位置付けます。

【災害ハザード情報に対する取組方針】

<table>
<tr><th>分　類</th><th>本市で対象となる
災害ハザード情報</th><th>本市の考え方
（居住誘導区域との関係性）</th></tr>
<tr><td rowspan="4">土砂</td><td>ア 地すべり防止区域</td><td rowspan="4">居住誘導区域に含まない

※“リスクの回避”“リスクの低減”の視点で
取組施策を実施</td></tr>
<tr><td>イ 急傾斜地崩壊危険区域</td></tr>
<tr><td>ウ 土砂災害特別警戒区域</td></tr>
<tr><td>エ 土砂災害警戒区域</td></tr>
<tr><td rowspan="2">洪水</td><td>ア 洪水浸水想定区域
・浸水区域及び浸水深
：想定最大規模降雨
：計画規模降雨
・浸水継続時間
：想定最大規模降雨</td><td rowspan="4">総合的な判断に基づき居住誘導区域に含む

※“リスクの低減”の視点で取組施策を実施</td></tr>
<tr><td>イ 家屋倒壊等氾濫想定区域
・氾濫流
・河岸侵食</td></tr>
<tr><td>高潮</td><td>ア 高潮浸水想定区域
・浸水区域及び浸水深
・浸水継続時間</td></tr>
<tr><td rowspan="3">津波</td><td>ア 津波浸水想定区域
・浸水区域及び浸水深</td></tr>
<tr><td>イ　津波警戒区域</td></tr>
<tr><td>ウ　津波特別警戒区域
※市内での区域指定なし</td><td>居住誘導区域に含まない
※“リスクの回避”“リスクの低減”の視点で
取組施策を実施</td></tr>
<tr><td>地震</td><td>本市に影響のある活断層</td><td>総合的な判断に基づき居住誘導区域に含む
※“リスクの低減”の視点で取組施策を実施</td></tr>
</table>

◇リスクの回避・低減

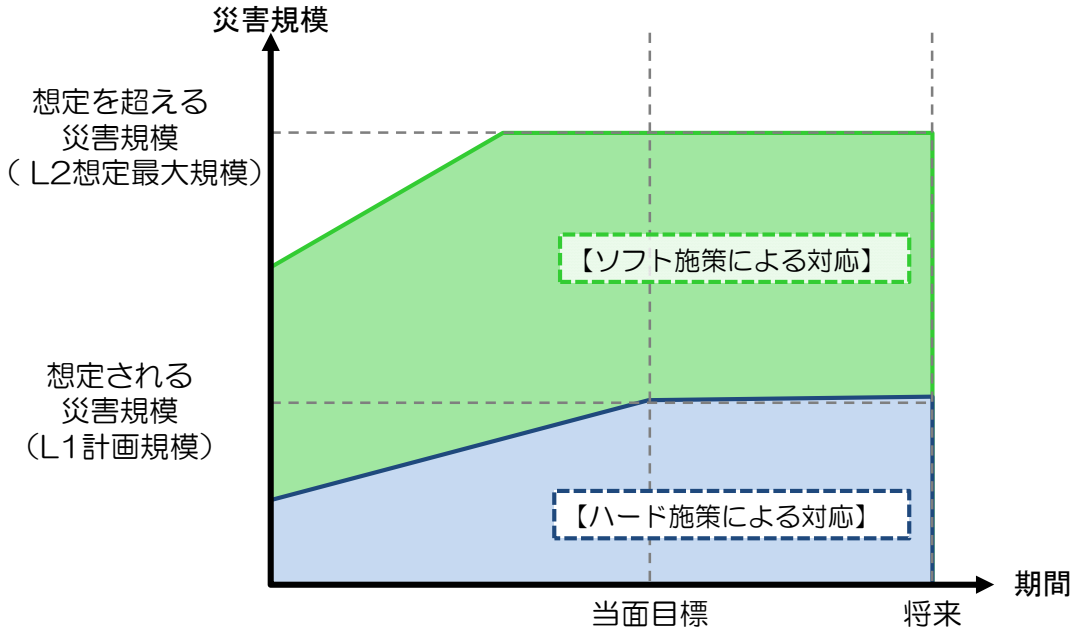
リスクの回避	原則として誘導区域から除外する等、災害時に被害が発生しないように回避を図る。
リスクの低減	災害ハザードエリアにおけるハード・ソフトの防災・減災対策等により、被害の軽減を図る。

８－６　防災・減災対策の取組施策、スケジュール

（１）災害規模に対する取組施策の対応

計画規模に対処するハード施策については、被害の軽減や、住民の安心感の供与など、一定の効果を発揮しており、これまでの取組を着実に進めていきます。しかしながら、ハード施策だけでは、想定を超える災害に対して、完全に被害を防ぐことはできません。

そのため、ハード施策では防ぎきれない想定最大規模については、「命を守る」ことを前提として、ソフト施策を中心に対応を行います。加えて、ハード施策は事業の完了までに時間を要することから、比較的短期間で事業が実施出来るソフト施策を効果的に実施していきます。



※上図はイメージ図です。各種災害や取組により、目標とする災害規模、期間等は異なります。
※災害規模については、今後、気候変動の影響等により変化があることに留意下さい。

【Ｌ１計画規模】
（概ね50～150年に1回程度の割合で発生）

【Ｌ２想定最大規模】
（概ね数千年に1回程度の割合で発生）

ハード施策	道路・河川・下水道・港湾・公園の整備など
ソフト施策	情報発信・訓練・体制、避難場所の強化など

（２）取組施策の考え方

想定を超える災害により、防ぎきれない事態が起こり得ることを前提に、被害をいかに小さくするかということを主眼に、ハード対策とともに、ソフト対策を重層的に組み合わせた「減災」対策を推進します。

また、災害の対策については、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、都市機能誘導区域・居住誘導区域であるかに関わらず取り組みます。

【取組施策の考え方】

- 「人命の保護」を最大限に図るため、ハード対策と共にソフト対策を重層的に組み合わせた減災対策の実施
- 市・住民・事業者等の多様な主体の協働による総合的な防災対策の実施
- 市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、居住誘導区域内外に関わらず災害対策を実施

【想定される災害規模　L1：計画規模（概ね50～150年に1回程度の割合で発生）】

ハード施策による災害リスクの低減

道路　河川　下水道　港湾　公園

×

【想定される災害規模　L1：計画規模（概ね50～150年に1回程度の割合で発生）】
【想定を超える災害規模　L2：想定最大規模（概ね数千年に1回程度の割合で発生）】

ソフト施策による災害リスクの低減

情報発信	訓練・体制	避難支援
●住民に情報を確実に知らせる対策 ●「災害への備え」となる情報の周知 ●市民の防災意識の高揚や防災知識の深化	●早期の避難の実現に向けた住民の防災意識の向上 ●実効性の高い警戒避難体制の整備を促進 ●地域防災力の育成及び活性化	●避難が困難と見込まれる住民への支援 ●防災活動の支援拠点の充実
■災害広報体制の整備 ■市民に対する防災知識等の普及「防災フォーラム」「出前公演」　などの実施	■各種ハザードマップを活用した住民参加型災害図上訓練の実施 ■地域における自主防災体制の整備　などの実施	■要配慮者支援体制の整備　などの実施 ■避難所の防災機能強化

（３）ハード施策による災害リスクの低減

１）洪水・内水

洪水及び雨水出水（内水）並びに風害を予防するために必要な事業、または施設の整備に取り組みます。

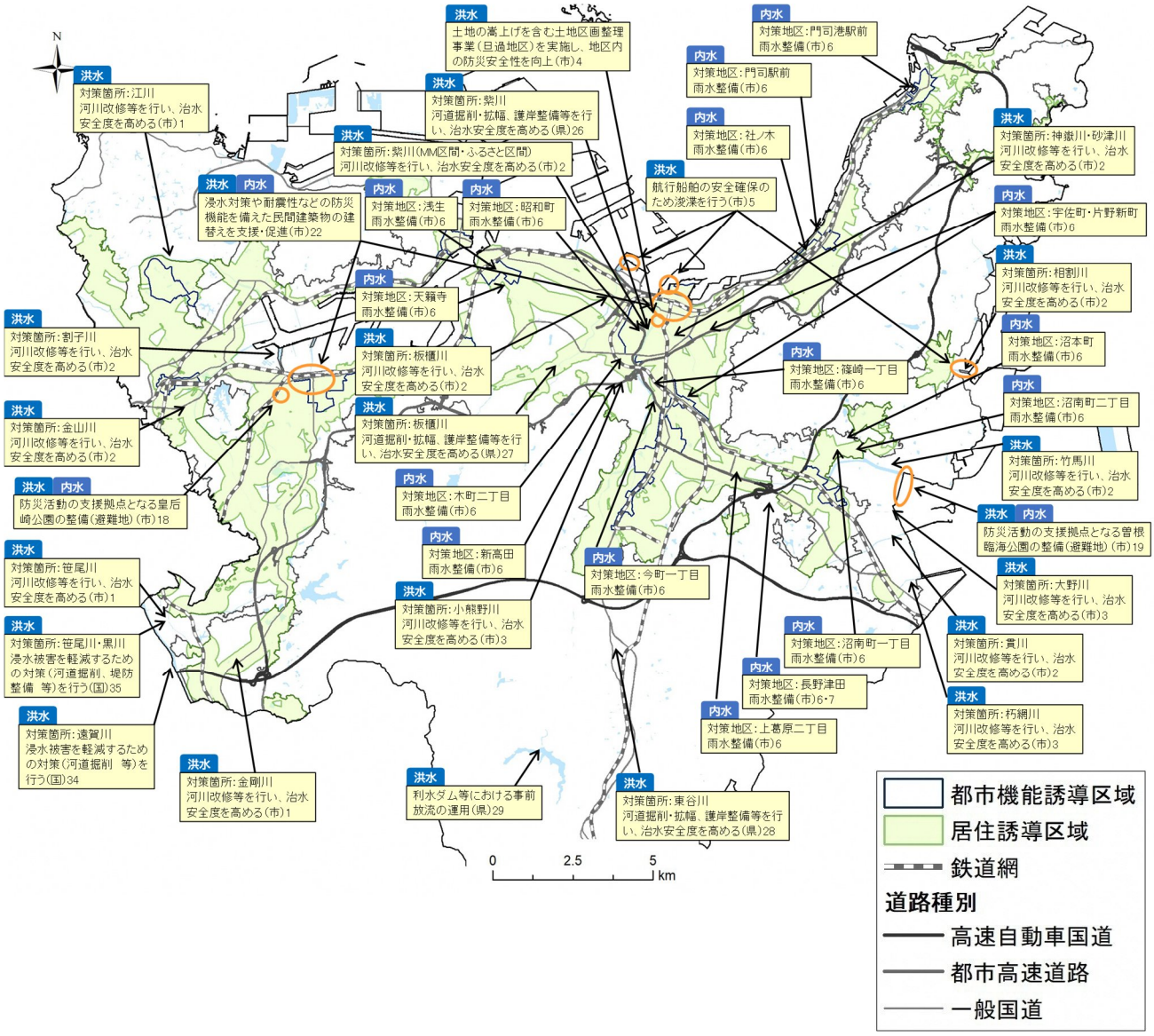
【治水対策】

○大雨時の浸水被害の激甚化・頻発化に対処するため、河川の掘さく、護岸改修等の対策を実施し、流域の安全性の向上を図ります。

○治水・防災・まちづくり・建築等のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水災害を軽減させる治水対策である「流域治水」を計画的に推進します。

【下水道事業】

○雨に強いまちづくりを推進するため、雨水整備事業、浄化センター及びポンプ場の施設整備をすすめます。



■流域治水プロジェクト

【流域治水プロジェクトとは】
気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が、主体的に治水に取り組む社会を構築する必要がある。
河川・下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）により流域全体で行う 治水「流域治水」へ転換するため、流域全体で早急に実施すべき対策の全体像を「流域治水プロジェクト」として示し、ハード・ソフト一体の事前防災対策を実施していく。

（北九州市内の流域治水プロジェクト）
一級河川（遠賀川水系）遠賀川流域治水協議会

遠賀川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とした、「遠賀川流域治水協議会」を令和2年8月に設置。

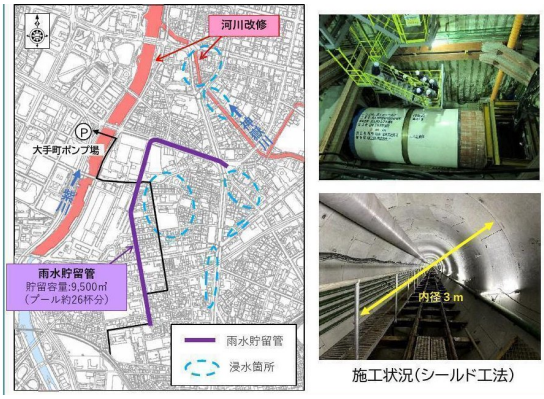
二級水系　北九州・宗像圏域 流域治水協議会

福岡県の二級水系を４つの圏域に分割し、「流域治水プロジェクト」として策定・公表し、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有等を行うことを目的として、「北九州・宗像圏域 流域治水協議会」を令和3年5月に設置。

■具体的な取組施策



河川の改修



施工状況(シールド工法)

雨水管等の整備



河口部の浚渫

２）土砂

土砂災害等の予防のために、必要な事業及び施設の整備に取り組みます。

【治山対策】
○森林整備保全事業計画（令和元年度～５年度）に基づき、山腹崩壊によって流出する土砂による災害を未然に防止するため、治山事業を県が市内において実施します。

【急傾斜地対策】
○自然のがけで当該急傾斜地の土地所有者、管理者若しくは占有者又は当該急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある者において改善処置を行うことが困難、不適当なもの等一定の条件を満たすものについては急傾斜地崩壊防止工事を施工できます。

【土石流防止対策】
○流域における荒廃地域を発生源とした土石流等の土砂災害から下流部に存在する人家、耕地、公共施設などを守ることを目的に、一定の要件を満たすものについて、対策工事を施工します。

３）地震

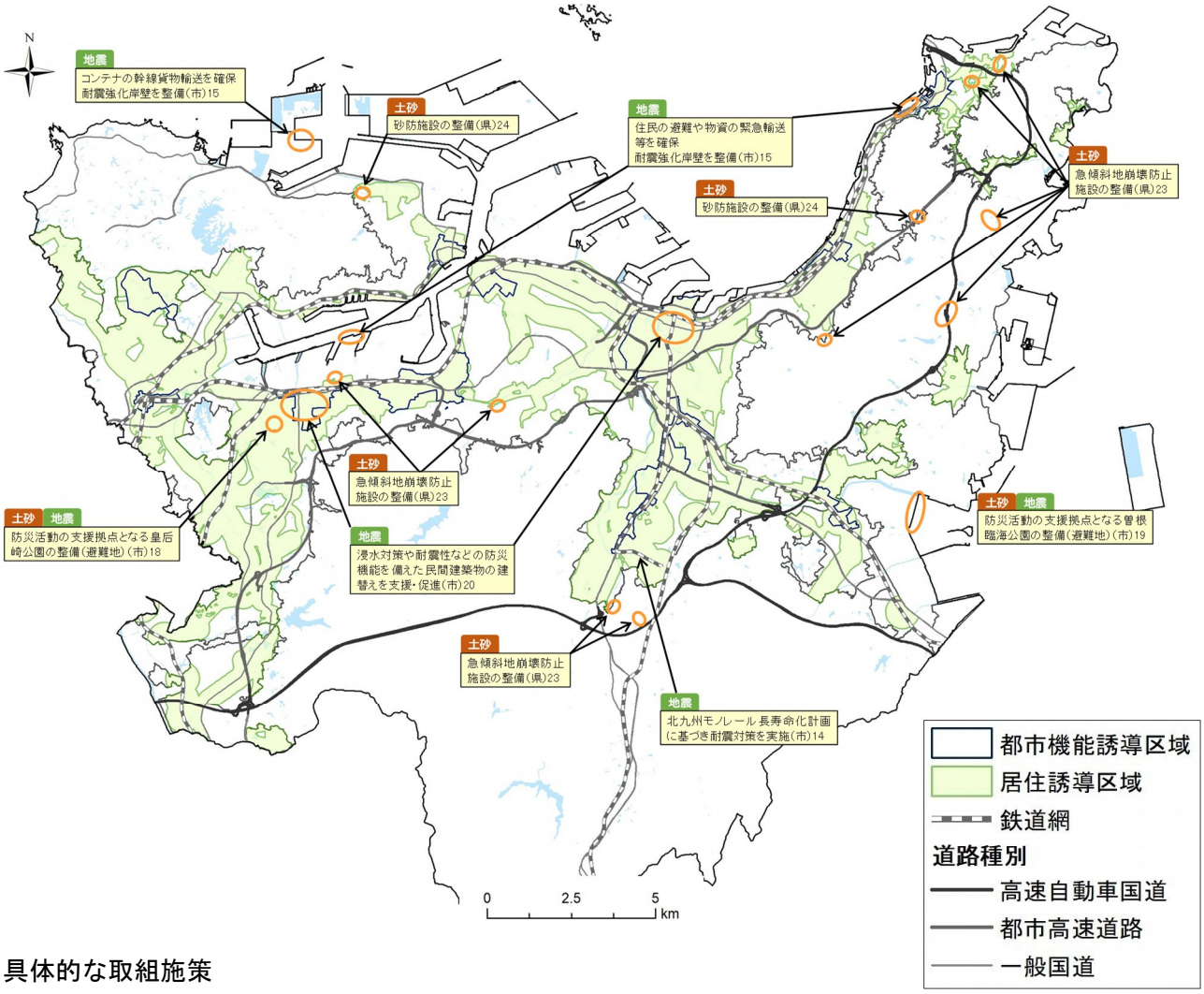
阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災等の大規模地震における教訓を踏まえ、都市基盤整備など震災に強いまちづくりを、本市のおかれた自然的・社会的状況に応じて、市民の理解と協力を得ながら積極的、計画的に推進していきます。都市基盤整備の推進等に当たっては、中長期的な視点に立って計画的に整備を推進していきます。

【民間建築物の耐震化促進】
○民間建築物（ブロック塀等を含む）の耐震化については、所有者が自らの問題、地域の問題という意識を持って取り組むことが必要です。そのため本市は、所有者が安心して耐震診断・耐震改修等に取り組むことができるよう、耐震化に関する情報提供や相談体制及び助成制度の充実など、必要な環境整備や支援施策並びに適切な指導を行います。

【面的整備事業の推進による市街地の防災性の強化】
○都市再開発等面的な整備においては、避難地などのオープンスペースの確保、道路の整備及び建築物の耐震不燃化など、市民の理解と協力を得て、中長期的な視点で災害に強い安全なまちづくりを進めます。

【公共構造物の耐震点検、補強】
○道路、橋梁、河川、港湾等の公共土木施設については耐震基準等の検討を行い、点検を実施し、緊急輸送道路ネットワーク等に配慮しながら施設の整備・補修の中で計画的に耐震性向上に必要な補強改修を行います。

【下水道施設の整備】
○施設の設計に際しては、建築基準法等の改正や耐震設計指針の改訂を踏まえ、耐震性能の向上を図ります。また、既設施設については耐震性能を向上させる補助工法や補強、改良を施し、震災被害の拡大を防ぎます。



■具体的な取組施策



砂防対策



耐震強化岸壁の整備

４）津波

広範囲、かつ、甚大となる津波災害による被害を最小限にするため、大津波警報、津波警報、津波注意報の情報伝達体制、避難方法及び避難場所の整備に取り組みます。

【避難対象地域、避難方法、避難場所】

○津波防災地域づくりに関する法律に基づき福岡県が設定した津波災害警戒区域などを踏まえ、津波が発生した際の避難対象地域を設定しています。

○津波からの避難の目安とするため、津波ハザードマップの作成や海抜表示板等の標高周知方法について検討し、実施しています。

○また、住民に対しては、津波災害警戒区域外のできるだけ高いところに避難することや、浸水や土砂災害の危険性のある経路を避けること、複数の避難先や避難経路を確保することなどの周知を実施します。

○あらかじめ小学校区毎に避難場所等を選定し、定期的に見直しを行います。沿岸地域住民の緊急的な避難場所の確保に努めます。

５）高潮

高潮に対する港湾施設の保全、海岸浸食による波浪の直接的災害等を予防するために必要な事業、又は施設の整備に取り組みます。

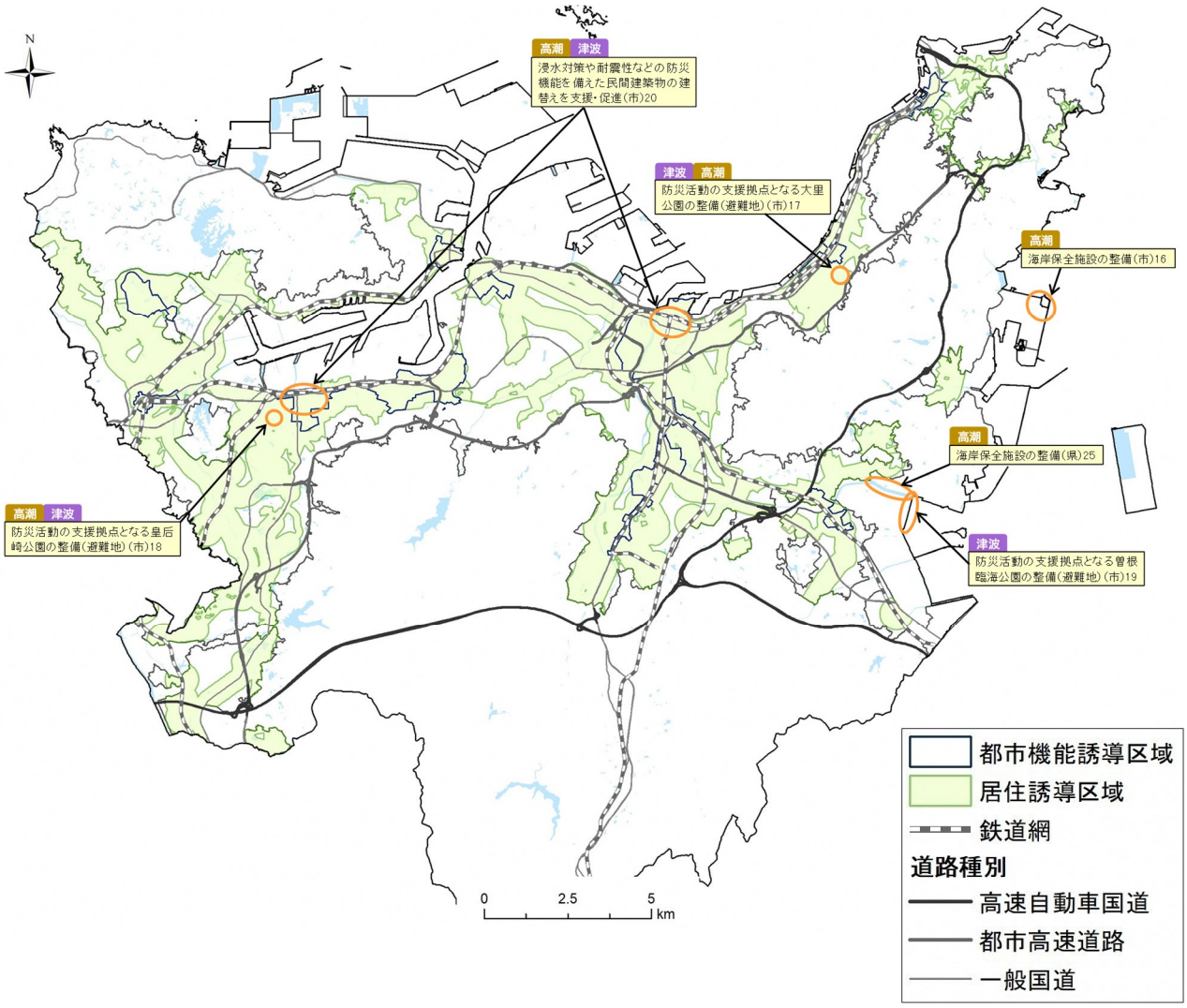
【港湾施設等の改修及び海岸保全事業】

○港湾施設等の改修については、施設点検を着実に実施し、防災上の観点から必要となる改修を計画的に推進していきます。

○海岸保全事業については、豊前豊後沿岸海岸保全基本計画に基づき、必要な防護機能を確保するため、今後も事業を推進します。

○事業実施にあたっては、過去に記録された潮位に基づき、被災状況や施設の重要度を勘案し、適切な対応を講じます。

○ハード対策では防ぐことが出来ない規模の高潮に対しては、高潮ハザードマップなどを活用し、市民の防災意識の向上や、避難行動につながるソフト対策の普及に取り組みます。



■具体的な取組施策



防災活動の支援拠点となる大里公園の整備（避難地）



海岸保全施設の整備事業

6）ソフト施策による災害リスクの低減

想定を超える災害により、防ぎきれない事態が起こり得ることを前提として、被害をいかに減らすかということを主眼に、引き続きハード施策を実施していきます。ソフト施策についても、北九州市地域防災計画に掲げる災害予防・災害対策を基本として、的確な情報伝達や速やかで確実な避難行動、自主防災組織をはじめとした地域による助け合いなどを重点的に組み合わせた「減災」対策について、以下の施策を重点的に推進します。

【情報発信】

○市民に対する防災知識等の普及

日常及び災害発生時に被害を最小限に抑えるためには、市民一人ひとりが災害に対する備えに万全を期するとともに、災害時に自ら的確な行動をとることが必要であるため、防災知識等の普及を図ります。

○災害情報の広報

防災情報を伝達する手段の多重化を図り、誰でも必要な情報を入手できる環境づくりに努めます。

【訓練・体制】

○自主防災組織の活動

自主防災組織とは、災害を未然に防止し、又は被害を軽減するために地域住民が連帯共同して、関係機関等と一体となって、地域ぐるみで自主的な防災活動を行う組織であり、防災訓練、被害予防、避難、初期消火、救護、情報伝達の活動を行います。

○市民（自主防災組織等）が主体となって実施する防災訓練

“自らの命は自ら守る”という行動意識のもと、市民による主体的な防災行動が展開されることを目的とした防災訓練を行います。

○市が主催する防災訓練

防災活動の円滑な実施を図るため、市民、防災関係機関、各種団体や民間企業等、多様な主体と連携した市総合防災訓練を行います。また、行政区における防災体制の充実、関係機関との連携、地域住民の防災意識の高揚や災害対応能力の向上等を目的に区防災訓練を行います。

【避難支援】

○要配慮者支援体制の整備

災害時に支援を要すると予想される高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦、その他の特に配慮を要するもの（要配慮者）を災害から守り、被害を軽減するための対策を図るとともに、要配慮者を取り巻く状況の変化などを踏まえながら、効果的な支援体制の整備を推進します。

○予定避難所の必要な機能の整備

予定避難所に指定されている市民センター及び市立小中学校等について、予定避難所として必要な諸機能の整備に努めます。なお、施設の整備計画にあたっては、男女双方の視点から、要配慮者及び子育てなどに配慮します。

■具体的な取組施策



▲北九州市防災ガイドブック

（４）市内全体の取組施策とスケジュール

取組方針に基づき、市内全体の課題に対応するため、災害リスクの回避・低減を明確にした上で取組を定めるものとします。

防災減災の取組は居住誘導区域内に関わらず、市内全域で今後も継続していきますが、人的被害の発生が懸念される箇所などについては優先的に実施していきます。

なお、取組については、必要に応じて随時追加・変更等を行います。取組の実施にあたっては、防災まちづくりの長期的な視点を持って、短期（おおむね5年程度）、中期（おおむね10年程度）、長期（おおむね20年程度）に区分し、実施プログラムとして各取組のロードマップを定めます。

■防災指針（具体的な取り組み）

	番号	取組	災害分類						施策分類					対象エリア	実施主体	実施時期の目標		
			洪水	内水	土砂	地震	津波	高潮	情報発信	訓練・体制	避難支援	インフラ対策	その他			短期（5年）	中期（10年）	長期（20年）
リスクの低減のための施策（ハード）	1	**河川改修事業（一級河川）** 各河川において河川改修等を行い、治水安全度を高める。	●									●		・江川、金剛川、笹尾川	市	→	→	
	2	**河川改修事業（二級河川）** 各河川において河川改修等を行い、治水安全度を高める。	●									●		・相割川、板櫃川、金山川、竹馬川、貫川、神嶽川・砂津川、紫川（MM区間・ふるさと区間）、割子川	市	→	→	→
	3	**河川改修事業（準用河川）** 各河川において河川改修等を行い、治水安全度を高める。	●									●		・大野川、小熊野川、朽網川	市	→	→	→
	4	**旦過地区の再整備（神嶽川の整備、旦過地区の土地嵩上げ）** 本市の重要な商業拠点である旦過地区において、密集市街地の解消及び、隣接する二級河川神嶽川の流下能力不足に伴う浸水被害の低減のため、神嶽川の整備と併せて土地の嵩上げを含む土地区画整理事業を実施することにより、地区内の防災安全性を向上し、小倉都心部の更なる活性化を図る。	●									●		・小倉北区魚町四丁目	市	→		
	5	**緊急自然災害防止対策事業（泊地浚渫）** 周辺河川からの土砂の流入により航路・泊地の埋没が進み、航行船舶に支障をきたすことから、航行船舶の安全確保のため浚渫を行う。	●									●		・小倉北区浅野二丁目ほか2箇所	市	→		
	6	**重点整備地区の雨水整備による浸水被害の最小化** 「浸水リスク」や「都市機能集積度」を定量的に評価したうえで、新たに「重点整備地区」（16地区）を設定し、より一層の効果的な雨水整備を進める。 なお、「重点整備地区」については、過去最大規模の降雨（1時間あたり約70mm）に対して、床下浸水の概ね解消を図る。		●								●		重点整備地区（16地区） ・門司港駅前、門司駅前、社ノ木、昭和町、片野新町・宇佐町、新高田、木町二丁目、篠崎一丁目、今町一丁目、長野津田、沼本町、沼南町一丁目、沼南町二丁目、上葛原二丁目、天籟寺、浅生	市	→	→	
	7	**雨水貯留施設等の整備（長野津田地区土地区画整理事業）** 流域内の土地区画整理事業において、新たに造成される宅地の雨水排水を一時的に貯留する調整池を整備する（貯水量V=8千㎥）		●								●		・小倉南区長野本町ほか	市	→		
	8	**雨水貯留浸透機能の向上（透水性舗装、浸透側溝等の雨水浸透施設の整備）** 北九州・宗像圏域流域治水プロジェクトに基づき、透水性舗装、浸透側溝等の雨水浸透施設の整備を行い、流域治水に資する。 （現在、標準構造図・仕様を作成中）		●								●		・市内全域	市	→	→	→
	9	**道路の防災点検** 道路防災定期点検等の点検及び対策工事を実施する。			●	●						●		・市内全域	市	→	→	→
	10	**北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助事業** 市内民間建築物等の耐震化を促進するため、一定の要件に該当するマンション、木造住宅や、多数の市民が利用する特定建築物の耐震化に要する費用（診断（木造住宅を除く）、設計、工事）及び危険なブロック塀等の撤去に要する費用の一部を補助し、市民が安全で安心して暮らせる、地震に強いまちづくりを目指す。				●						●		・市内全域	市	→	→	→

■防災指針（具体的な取り組み）

	番号	取組	災害分類						施策分類					対象エリア	実施主体	実施時期の目標		
			洪水	内水	土砂	地震	津波	高潮	情報発信	訓練・体制	避難支援	インフラ対策	その他			短期（5年）	中期（10年）	長期（20年）
リスクの低減のための施策（ハード）	11	**下水道施設の耐震化** 大規模地震の発生時においても、最低限の水処理機能及び下水道管渠の流下能力を確保することで、「公衆衛生の確保、浸水の防除」に努める。				●						●		・公共下水道区域	市	→		
	12	**無電柱化の推進** これまでの合意路線について、無電柱化を実施する。				●						●		・市内全域	市	→	→	→
	13	**道路橋の耐震対策** 長寿命化修繕計画に基づき道路橋の耐震補強を実施する。				●						●		・市内全域	市	→	→	→
	14	**北九州モノレール耐震対策** 北九州モノレール長寿命化計画に基づき耐震対策を実施する。				●						●		・小倉北区、小倉南区	市	→	→	→
	15	**耐震強化岸壁の整備** 大規模な地震が発生した場合の住民の避難や物資の緊急輸送、貨物の幹線輸送等を確保するとともに、経済社会活動への影響を最小限に抑えるため、耐震強化岸壁を整備する。				●						●		・門司区西海岸一丁目 ほか2箇所	市	→	→	→
	16	**海岸（高潮）事業** 高潮による浸水から、人命・財産を保護するため、海岸保全施設の整備を行う。						●				●		・門司区新門司北二丁目 など市内全域	市	→	→	→
	17	**地域拠点公園の防災機能の整備（大里公園）** 防災活動の支援拠点となる大里公園の整備（避難地）					●	●			●	●		・門司区不老町一丁目	市	→	→	
	18	**地域拠点公園の防災機能の整備（皇后崎公園）** 防災活動の支援拠点となる皇后崎公園の整備（避難地）	●	●	●	●	●	●			●	●		・青山二丁目ほか	市	→		
	19	**地域拠点公園の防災機能の整備（曽根臨海公園）** 防災活動の支援拠点となる曽根臨海公園の整備（避難地）	●	●	●	●	●	●			●	●		・大字曽根	市	→		
	20	**民間建築物の防災機能強化** 小倉・黒崎地区等の既成市街地において、浸水対策や耐震性などの防災機能を備えた民間建築物の建替えを支援・促進することで、安全安心で魅力ある市街地環境づくりを目指す。	●	●		●	●	●				●		・都市再開発方針2号地区 （小倉・黒崎地区ほか）	市	→	→	

■防災指針（具体的な取り組み）

	番号	取組	災害分類						施策分類					対象エリア	実施主体	実施時期の目標		
			洪水	内水	土砂	地震	津波	高潮	情報発信	訓練・体制	避難支援	インフラ対策	その他			短期（5年）	中期（10年）	長期（20年）
リスクの低減のための施策（ハード）	21	**代替性確保や信頼性を高めるための道路整備** 北九州市道路整備中長期計画に基づき、重要物流道路をはじめとした広域道路ネットワークの形成を推進する。また、広域的な避難路となる高規格幹線道路等へのアクセス強化を図る。	●	●	●	●	●	●				●		・市内全域	市	→	→	→
	22	**公園施設の長寿命化対策** 公園施設の老朽化対策として、長寿命化計画に基づいて、施設の更新等を行う。										●		・市内全域	市	→	→	→
	23	**急傾斜地崩壊防止施設の整備** 砂防対策として、急傾斜地崩壊防止施設を整備する。			●							●		・門司区長谷二丁目、門司区鳴竹一丁目、門司区上藤松一丁目、門司区柄杓田、門司区畑、八幡東区祝町、八幡西区屋敷一丁目、小倉南区徳吉、小倉南区志井鷹羽台	県	→		
	24	**砂防施設の整備** 砂防対策として、砂防施設を整備する。			●							●		・門司区奥田一丁目、若松区小石本村町	県	→	→	
	25	**小倉海岸海岸保全施設の整備** 海岸対策として、海岸保全施設を整備する。						●				●		・小倉南区大字吉田	県	→		
	26	**紫川（紫川水系）河道掘削、護岸整備、橋梁改築、堰改築** 洪水氾濫対策として、河道掘削・拡幅、護岸整備等を実施する。	●									●		・紫川：県管理区域	県	→	→	→
	27	**板櫃川（板櫃川水系）河道掘削** 洪水氾濫対策として、河道掘削・拡幅、護岸整備等を実施する。	●									●		・板櫃川：県管理区域	県	→		
	28	**東谷川（紫川水系）河道掘削、拡幅、堤防整備、護岸整備、橋梁改築、堰改築** 洪水氾濫対策として、河道掘削・拡幅、護岸整備等を実施する。	●									●		・東谷川：県管理区域	県	→	→	→
	29	**ます渕ダム（事前放流）** 既存ダムの洪水調節機能の強化のため、利水ダム等における事前放流の運用を実施する。	●									●		・ます渕ダム	県	→	→	→
	30	**河川の浚渫等（流下能力の維持）** 洪水氾濫対策として、河川の浚渫等（県管理区域）を実施する。	●									●		・市内全域	県	→	→	→

■防災指針（具体的な取り組み）

	番号	取組	災害分類						施策分類					対象エリア	実施主体	実施時期の目標		
			洪水	内水	土砂	地震	津波	高潮	情報発信	訓練・体制	避難支援	インフラ対策	その他			短期（5年）	中期（10年）	長期（20年）
リスクの低減のための施策（ハード）	31	**農業水利施設の整備・有効活用** 農業水利施設の整備・有効活用し、雨水貯留浸透機能の向上を図る	●	●								●		・市内全域	県市	→	→	→
	32	**ため池の補強・有効活用** ため池の補強・有効活用し、雨水貯留浸透機能の向上を図る	●	●									●	・市内全域	県市	→	→	→
	33	**森林整備事業、治山施設の整備** 森林整備・治山対策として、森林整備事業、治山施設を整備する。	●		●							●		・市内全域	県	→	→	→
	34	**遠賀川（遠賀川水系）河道掘削等** 浸水被害を軽減するための対策として、河道掘削等を実施する。	●									●		遠賀川：国管理区域	国	→	→	→
	35	**笹尾川、黒川（遠賀川水系）河道掘削、堤防整備　等** 浸水被害を軽減するための対策として、河道掘削、堤防整備等を実施する。	●									●		・笹尾川：国管理区域 ・黒川：国管理区域	国	→	→	→

■防災指針（具体的な取り組み）

	番号	取組	災害分類						施策分類					対象エリア	実施主体	実施時期の目標		
			洪水	内水	土砂	地震	津波	高潮	情報発信	訓練・体制	避難支援	インフラ対策	その他			短期（5年）	中期（10年）	長期（20年）
リスク回避	36	**北九州市がけ地近接等危険住宅移転事業** 土砂災害防止法第9条による「土砂災害特別警戒区域」内、福岡県建築基準法施行条例第3条「災害危険区域」内、福岡県建築基準法施行条例第5条による「がけ条例適用区域」内にある既存不適格住宅等（危険住宅）の移転を促進するため、危険住宅の除却ならびに代替住宅の建設等に要する経費を補助する。			●								●	・市内全域	市	→	→	→
	37	**国の補助制度を活用した居住誘導支援策の検討** コンパクトなまちづくりを推進するため、国の補助制度を活用し、居住誘導区域外から居住誘導区域への住宅移転及び適切な移転元地の管理による経費の一部を補助する支援精度を検討する。			●								●	・市内全域	市	→	→	→
リスクの低減のための施策（ソフト）	38	**河川情報システム強化事業** 河川監視カメラや水位計のリアルタイム情報を市民の早めの避難行動につなげるため、河川情報システムの充実を図る。	●						●					・市内全域	市	→		
	39	**関連自治体との広域避難体制の構築** 大規模な災害の発生を想定し、一・二級河川の各種協議会において、関連する自治体と広域避難体制の構築を検討する。	●							●				・河川浸水想定区域	市	→	→	→
	40	**自助・共助の促進に向けたソフト対策の充実（内水浸水想定区域図の拡充、出前講演等による広報）** 内水浸水想定区域図の拡充を図る。 市政だよりやホームページ、出前講演を通じた「豪雨への備えについて」の積極的な広報を実施する。		●					●					・公共下水道区域	市	→	→	
	41	**アンダーパスの安全対策** アンダーパスに関する注意喚起を実施する。		●					●					・市内全域	市	→	→	→
	42	**農業用ため池の有効活用（水位調整）** 農業用ため池の水位をあらかじめ低下させることで、ため池決壊のリスクの低減と下流へ流出する水量の抑制を図る。		●						●				・市内全域	市	→	→	→
	43	**土砂災害警戒区域を主とした地籍調査事業** 災害時の復旧等早期の対応が求められる土砂災害警戒区域を主に近年調査地区を選定し、地籍調査を実施する。			●					●			●	・市内全域	市	→		
	44	**石油コンビナート等における耐災害性の向上（防災訓練）** 北九州地区及び白島地区石油コンビナート等特別防災区域における災害発生を想定し、福岡県、北九州市、防災関係機関及び特定事業所が総合的な防災訓練を実施する。				●				●			●	・小倉北区末広二丁目ほか	市	→	→	→
	45	**災害時の自転車活用** 災害時の危機管理体制の強化や地域の安全・安心の向上を図ることを目的とする。				●				●				・市内全域	市	→	→	→

■防災指針（具体的な取り組み）

	番号	取組	災害分類						施策分類					対象エリア	実施主体	実施時期の目標		
			洪水	内水	土砂	地震	津波	高潮	情報発信	訓練・体制	避難支援	インフラ対策	その他			短期（5年）	中期（10年）	長期（20年）
リスクの低減のための施策（ソフト）	46	**市民に対する防災知識等の普及（防災ﾌｫｰﾗﾑ、出前講演、みんなdeBousai人材育成事業）** 市民の防災意識の高揚や防災知識の深化を図るため、「防災フォーラム」、「出前講演」などを実施する。また、新たな地域防災の担い手を育成するため、市内大学生を対象とする「みんな de Bousai 人材育成事業」などに取り組む。	●	●	●	●	●	●	●					・市内全域	市	→	→	→
	47	**要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進** 避難確保計画の作成率を向上させるため、施設あて通知文を発出するとともに、市職員が施設へ訪問した際には、作成促進に向けた広報を行う。	●		●		●	●	●					・土砂災害警戒区域等	市	→	→	→
	48	**適時適切な避難指示等の発令** 災害動員計画の見直しを検討する。	●	●	●	●	●	●	●					・市内全域	市	→	→	→
	49	**開発許可等における災害リスクの情報提供** 開発許可申請に先立ち災害リスクを確認するチェックリストを提供し、このチェックリストに基づき確認することで開発者に災害リスクを周知する。	●	●	●	●	●	●	●					・市内全域	市	→	→	→
	50	**地域における自主防災体制の整備** 地域防災力の育成及び活性化を図るため、小学校区単位で「地区 Bousai 会議」を設置し、「地区防災計画」を作成する「みんな de Bousai まちづくり推進事業」と小規模単位（マンション、町内会）を対象に地域での主体的な防災活動を促進し、より地域の実情に合った計画を策定する「SDGs防災サポート」を推進する。	●	●	●	●	●	●		●				・市内全域	市	→	→	→
	51	**各種ハザードマップを活用した住民参加型災害図上訓練（DIG）の実施** 市民の防災意識の高揚を図るため、各種ハザードマップを活用した住民参加型災害図上訓練（DIG）を実施する。	●	●	●	●	●	●		●				・市内全域	市	→	→	→
	52	**避難所の整備・運営等** 想定される災害や地域の特性を踏まえて、市民へ避難所について周知するとともに、災害発生時に避難所の円滑な開設、運営が行えるよう訓練を行う。	●	●	●	●	●	●		●	●			・市内全域	市	→	→	→
	53	**各種災害に対する警戒避難体制の整備** 市民の防災意識の高揚を図るため、各種ハザードマップを活用した防災訓練を実施する。	●	●	●	●	●	●		●				・市内全域	市	→	→	→
	54	**必要物資等の備蓄・調達・配送体制の整備** 内閣府の「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用し、備蓄の在庫管理や支援物資の配送体制の効率化を図る。	●	●	●	●	●	●		●				・市内全域	市	→	→	→
	55	**各種防災訓練の実施** 近年の災害事例や各区の災害特性に応じた訓練を継続して実施する。	●	●	●	●	●	●		●				・市内全域	市	→	→	→

■防災指針（具体的な取り組み）

	番号	取組	災害分類						施策分類					対象エリア	実施主体	実施時期の目標		
			洪水	内水	土砂	地震	津波	高潮	情報発信	訓練・体制	避難支援	インフラ対策	その他			短期（5年）	中期（10年）	長期（20年）
リスクの低減のための施策（ソフト）	56	**要配慮者支援体制の整備** 個別避難計画の作成を促進する。	●	●	●	●	●	●		●	●			・市内全域	市	→	→	→
	57	**被災者台帳の作成** 大規模災害時に効果的な被災者支援を実施するために全庁的に共有化した被災者台帳を作成する。	●	●	●	●	●	●		●				・市内全域	市	→	→	→
	58	**避難所の防災機能強化** 避難所において、乳幼児・高齢者・女性へ配慮した生活必需品の拡充を行うとともに、健康被害を避けるための資器材や備蓄品の更新整備を推進する。	●	●	●	●	●	●		●	●			・市内全域	市	→	→	→
	59	**職員に対する防災知識等の普及** 職員の防災に関する知識や意識の向上を図るため、eラーニングによる防災研修を実施する。	●	●	●	●	●	●		●				・市内全域	市	→	→	→
	60	**防災資機材の整備** 災害時に迅速な活用ができるよう、防災資機材の適切な維持・管理を行う。	●	●	●	●	●	●		●				・市内全域	市	→	→	→
	61	**業務継続体制の確保** 各所属において災害発生直後の業務対応の確認を行い、必要に応じて見直しを行うことで災害対策に関する意識の醸成を図る。	●	●	●	●	●	●		●				・市内全域	市	→	→	→
	62	**被害状況の収集・伝達体制の構築** システムの維持管理及び操作訓練を実施する。	●	●	●	●	●	●		●				・市内全域	市	→	→	→
	63	**災害広報体制の整備** 避難指示等の防災情報を迅速かつ的確に伝達できる状態を維持	●	●	●	●	●	●		●				・市内全域	市	→	→	→
	64	**風水害タイムラインの運用** 必要に応じて、防災指令・避難情報の発令に着目したタイムラインの見直しを図る。	●	●	●	●	●	●		●				・市内全域	市	→	→	→
	65	**エネルギーの確保体制の構築** 災害協定企業との連絡体制を確認する。また、避難所への電気供給に関する訓練を実施する。	●	●	●	●	●	●		●				・市内全域	市	→	→	→

■防災指針（具体的な取り組み）

	番号	取組	災害分類						施策分類					対象エリア	実施主体	実施時期の目標		
			洪水	内水	土砂	地震	津波	高潮	情報発信	訓練・体制	避難支援	インフラ対策	その他			短期（5年）	中期（10年）	長期（20年）
リスクの低減のための施策（ソフト）	66	**被害認定調査体制の整備** 研修を継続的に実施し、職員の育成とスキルアップを図る。	●	●	●	●	●	●		●				・市内全域	市	→	→	→
	67	**ボランティア関係団体との連携強化** 社会福祉協議会と協力し、ボランティアセンター設置訓練や研修を実施する。	●	●	●	●	●	●		●				・市内全域	市	→	→	→
	68	**市民相談・問い合わせ対応体制の整備** 被災者の不安の早期解消や迅速な支援を実施するため、必要に応じて総合相談窓口や避難所等での臨時相談窓口などを設置する。	●	●	●	●	●	●		●				・市内全域	市	→	→	→
	69	**緊急輸送道路ネットワーク及び道路啓開に関する関係機関との情報共有・連絡体制の確認** 関係機関との情報共有・連絡体制の確認	●	●	●	●	●	●		●				・市内全域	市	→	→	→
	70	**風水害等防災シミュレーション訓練** 風水害等防災シミュレーション訓練での道路応急啓開の実施	●	●	●	●	●	●		●				・市内全域	市	→		
	71	**建設関係の業界団体との協力体制の確認** 建設関係の業界団体との災害協定の締結	●	●	●	●	●	●		●				・市内全域	市	→	→	→
	72	**防災拠点における非常用電源の確保** 災害による停電に備え、防災拠点となる区役所などの庁舎機能において72時間運転可能な電源（非常用発電機）を確保する。	●	●	●	●	●	●		●				・市内全域	市	→	→	→
	73	**市民防災会の活動支援（自主防災活動の推進）** 地域防災力の向上を目的に、市民防災会に対して防火・防災講話や訓練指導等を行う。また、地域の防災リーダーの育成を目的として、平成30年度から実施している防災リーダー研修も継続して行う。	●	●	●	●	●	●	●	●				・市内全域	市	→	→	→
	74	**企業の業務継続体制の確保** 関係団体等と連携し、企業が主体的に取組む講習会や訓練等の機会を捉え、企業における事業継続性の確保に努める。	●	●	●	●	●	●	●	●				・市内全域	市	→	→	→
	75	**企業の業務継続体制の確保** 関係団体と連携し、「北九州市版BCP事業継続力強化計画策定支援マニュアル」等を活用して、企業における事業継続性の確保に努める。	●	●	●	●	●	●	●	●				・市内全域	市	→	→	→

■防災指針（具体的な取り組み）

	番号	取組	災害分類						施策分類					対象エリア	実施主体	実施時期の目標		
			洪水	内水	土砂	地震	津波	高潮	情報発信	訓練・体制	避難支援	インフラ対策	その他			短期（5年）	中期（10年）	長期（20年）
リスクの低減のための施策（ソフト）	76	水害リスク情報の共有 （各種浸水想定区域図の作成・公表） （庁舎・病院・要配慮者利用施設への水害リスク情報の提供及び避難確保計画の策定・浸水防止対策の検討支援） 水害リスク情報の共有のため、各種浸水想定区域図（または過去の浸水実績範囲）の作成・公表や庁舎・病院・要配慮者利用施設への水害リスク情報の提供及び避難確保計画の作成・浸水防止対策の検討支援を実施する。	●						●					・市内全域	県 市	→	→	→
	77	防災意識の啓発 （防災教育、出前講座の実施及び水防災学習の支援） 防災意識の啓発のため、防災教育、出前講座の実施及び水防災学習の支援を実施する。	●	●	●	●	●	●	●					・市内全域	県 市	→	→	→
	78	防災意識の啓発 （防災意識啓発のための広報活動） 防災意識啓発のための広報活動	●	●	●	●	●	●	●					・市内全域	県 市	→		
	79	リアルタイム防災情報の共有 リアルタイム防災情報の共有するため、水位計・量水標・河川監視カメラの設置する。	●						●					・市内全域	県 市	→	→	→
	80	住民等への防災情報の周知 （防災情報サイトの周知、様々な防災情報提供ツールや情報提供媒体を活用した防災情報伝達の強化・多重化） 住民等への防災情報の周知のため、防災情報サイトによる周知、様々な防災情報提供ツールや情報提供媒体を活用した防災情報伝達の強化・多重化を図る。	●	●	●	●	●	●	●					・市内全域	県 市	→	→	→
	81	重要水防箇所や河川巡視情報の共有・周知 （重要水防箇所の共同点検・周知、河川巡視情報の共有） 重要水防箇所や河川巡視情報の共有・周知のため、重要水防箇所の共同点検、周知、河川巡視情報の共有等を実施する。	●						●					・市内全域	県 市	→	→	→
	82	水防体制の維持強化 水防資機材の配備・確認を実施する。	●							●				・市内全域	県 市	→	→	→
	83	関係機関のホットラインの構築 関係機関のホットラインの構築	●							●				・市内全域	県 市	→	→	→
	84	関係機関の連携・協力体制の確保人材育成 （水防訓練、連絡体制、情報共有の強化） 関係機関が連携した水防訓練、連絡体制、情報共有の強化を実施する。	●							●				・市内全域	県 市	→	→	→
	85	関係機関の連携・協力体制の確保人材育成 （自主防災組織・水防団・防災リーダーの育成、河川協力団体との連携） 自主防災組織・水防団・防災リーダーの育成、河川協力団体との連携を図る。	●	●	●	●	●	●		●				・市内全域	県 市	→	→	→

■防災指針（具体的な取り組み）

	番号	取組	災害分類						施策分類					対象エリア	実施主体	実施時期の目標		
			洪水	内水	土砂	地震	津波	高潮	情報発信	訓練・体制	避難支援	インフラ対策	その他			短期（5年）	中期（10年）	長期（20年）
リスクの低減のための施策（ソフト）	86	避難行動に繋がる計画立案及び訓練実施（水害リスクの高い地域での住民との共同点検・避難訓練の実施） タイムライン等に基づく実践的な避難体制の構築及び避難訓練の実施、水害リスクの高い地域での住民との共同点検・避難訓練の実施する。	●	●	●	●	●	●		●				・市内全域	県 市	→	→	→
	87	復旧・復興の迅速化（浸水時の排水強化（排水計画立案、排水ポンプ車の配置、排水訓練の実施等）） 浸水時の排水強化（排水計画立案、排水ポンプ車の配置、排水訓練の実施等）	●							●				・市内全域	県	→	→	→
	88	土地の水災害リスク情報の充実ための施策（水防災教育の普及・充実、防災知識の普及）（水害リスク情報の周知）（避難に資するリアルタイム情報の提供） 土地の水災害リスク情報の充実を図るため、水防災教育の普及・充実、防災知識の普及、水害リスク情報の周知、避難に資するリアルタイム情報を提供する。	●						●	●				・遠賀川圏域	国 県 市	→	→	→
	89	避難体制等の強化のための施策（避難に着目したタイムライン（行動計画）の確立）（効率的かつ的確な水防活動や施設操作の実施） 避難体制等の強化のため、避難に着目したタイムライン（行動計画）の確立・効率的かつ的確な水防活動や施設操作を実施する。	●						●	●				・遠賀川圏域	国 県 市	→	→	→
	90	関係者と連携した早期復旧・復興の体制強化のための施策（氾濫水の早期排水や迅速な復旧のための蓄え） 氾濫水の早期排水や迅速な復旧のための蓄えを図る。	●							●				・遠賀川圏域	国	→	→	→

８－７　防災・減災のための目標

【目標設定】
防災指針における目標の設定については、現在、検討しています。